

平成29年12月13日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

保健福祉局

目 次

ページ

I	本庁機関の再編について .....	1
II	神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正について.....	8
III	「神奈川県保健医療計画」改定素案について .....	9
IV	「神奈川県医療費適正化計画」改定素案について .....	14
V	「神奈川県保健医療救護計画」改定素案について .....	17
VI	「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定素案について.....	20
VII	「神奈川県食育推進計画」改定素案について .....	22
VIII	「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（仮称）」素案について.....	25
IX	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の見直しについて.....	29
X	「条例の見直しに関する要綱」に基づく保健福祉局所管条例の見直し結果について.....	31
XI	「神奈川県がん克服条例」の見直しについて .....	32
XII	「神奈川県がん対策推進計画」改定素案について .....	34
XIII	「神奈川県肝炎対策推進計画」改定素案について .....	37
XIV	「かながわ自殺対策計画（仮称）」素案について.....	39
XV	「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」素案について.....	42
XVI	「神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例」の廃止について .....	45
XVII	「神奈川県地域福祉支援計画」改定素案について.....	46
XVIII	「かながわ高齢者保健福祉計画」改定素案について.....	49
XIX	特別養護老人ホームの従来型居室の定員に係る基準について.....	53
XX	「神奈川県障がい福祉計画」改定素案について.....	55
XXI	県立障害者支援施設指定管理者の決算状況の分析について.....	59
XXII	ともに生きる社会かながわの実現に向けた取組みについて.....	60
XXIII	津久井やまゆり園の再生について .....	67
XXIV	住宅宿泊事業法への対応について .....	70
XXV	神奈川県動物保護センターの建設等について .....	74

## I 本庁機関の再編について

### 1 再編の趣旨

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備することとし、平成30年4月に本庁機関を再編する。

### 2 再編の経緯

平成29年9月 第3回定例会厚生常任委員会等に本庁機関の再編について報告  
11月 第3回定例会に神奈川県局設置条例の一部を改正する条例を提案

### 3 再編の内容

総務政策常任委員会資料のとおり

### 4 再編の実施日

平成30年4月1日

参考

<総務政策常任委員会資料>

【議案（条例その他 その5）19～20頁 定県第97号議案】

3 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備することとし、平成30年4月に本庁機関を再編することに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 福祉子どもみらい局及び健康医療局の設置

所掌範囲が広く、新しい課題や喫緊の課題も多い保健福祉局の組織規模を見直すとともに、子どもの貧困対策、児童虐待等子どもも関連施策を総合的かつ迅速に推進するため、県民局及び保健福祉局を再編し、福祉子どもみらい局及び健康医療局を設置する。

(ア) 福祉子どもみらい局は、保健福祉局の福祉部門及び県民局の次世代育成部門を統合するとともに、共生社会の実現を目指すため、県民局の人権男女共同参画部門を所管する。(改正後の第7号関係)

(イ) 健康医療局は、保健福祉局の保健医療部門及び生活衛生部門を所管する。(改正後の第8号関係)

平成29年度	平成30年度(案)
<u>県民局</u> —— <u>総務室</u> —— <u>暮らし県民部</u> <u>(人権男女共同参画部門)</u> —— <u>次世代育成部</u>	<u>福祉子どもみらい局</u> —— <u>総務部門</u> —— <u>福祉部門</u> —— <u>次世代育成部門</u> —— <u>人権男女共同参画部門</u>
<u>保健福祉局</u> —— <u>総務室</u> —— <u>保健医療部</u> —— <u>福祉部</u> —— <u>生活衛生部</u>	<u>健康医療局</u> —— <u>総務部門</u> —— <u>保健医療部門</u> —— <u>生活衛生部門</u>

イ 国際文化観光局の設置

魅力ある文化コンテンツの創出や情報発信、国内外からの観光客の誘致、国際交流等、人を引きつける魅力ある神奈川づくりを効果的・一体的に進めるため、県民局の国際部門及び文化部門並びに産業労働局の観光部門を統合し、国際文化観光局を設置する。(改正後の第4号関係)

平成29年度	平成30年度（案）
<p>県民局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務室</li> <li>— くらし県民部 (文化部門)</li> <li>— (国際部門)</li> </ul>	<p>国際文化観光局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務部門</li> <li>— 国際部門</li> <li>— 文化部門</li> <li>— 観光部門</li> </ul>
<p>産業労働局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 観光部</li> </ul>	

#### ウ 県民局くらし県民部の各部門の関連局への移管、安全防災局の局名変更

- (2) ア及びイの再編以外の県民局くらし県民部の各部門は、業務関連性のある他局に移管し、県民局を廃止する。
- (ア) 情報公開広聴部門及びNPO協働推進部門は、広報部門、企業連携部門及び大学連携部門を所管する政策局に移管する。(第1号関係)
- (イ) 消費生活部門は、くらし安全交通部門を所管する安全防災局に移管するとともに、安全防災局の局名をくらし安全防災局に変更する。(第3号関係)
- (県民局の各部門の移管先)

平成29年度	平成30年度（案）
<p>県民局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務室</li> <li>— くらし県民部 (人権男女共同参画部門)</li> <li>— (情報公開広聴部門)</li> <li>— (NPO協働推進部門)</li> <li>— (文化部門)</li> <li>— (国際部門)</li> <li>— (消費生活部門)</li> <li>— 次世代育成部</li> </ul>	<p>政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 情報公開広聴部門</li> <li>— NPO協働推進部門</li> </ul> <p>くらし安全防災局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 消費生活部門</li> </ul> <p>国際文化観光局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 国際部門</li> <li>— 文化部門</li> </ul> <p>福祉子どもみらい局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 次世代育成部門</li> <li>— 人権男女共同参画部門</li> </ul>

#### エ 政策局のICT推進部門の総務局への移管

ICTを活用した働き方改革をさらに進めていくため、政策局のICT推進部門を総務局に移管する。(第2号関係)

平成29年度	平成30年度（案）
<p>政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自治振興部</li> <li>— ICT推進部</li> </ul>	<p>政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自治振興部門</li> </ul>
<p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財産経営部</li> </ul>	<p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財産経営部門</li> <li>— ICT推進部門</li> </ul>

**才 神奈川県准看護師試験委員会条例の一部改正**

神奈川県准看護師試験委員会を設置する局を保健福祉局から健康医療局に改める。(附則第2項関係)

**(3) 施行期日**

平成30年4月1日

(参考) 再編後の組織

現 行		再編 (案)	
政策局	知事室（広報部門を含む） ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務室 政策部（大学連携部門を含む） 自治振興部（企業連携部門を含む） <u>I C T 推進部</u> 基地対策部	政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務部門 政策部門 自治振興部門 基地対策部門 <u>情報公開広聴部門</u> <u>N P O 協働推進部門</u>
総務局	総務室 組織人材部 財政部 貢産経営部	総務局	総務部門 組織人材部門 財政部門 貢産経営部門 <u>I C T 推進部門</u>
安全防災局	総務室 安全防災部（くらし安全交通部門を含む）	<u>くらし安全</u> <u>防災局</u>	総務部門 安全防災部門 <u>消費生活部門</u>
県民局	総務室 <u>くらし県民部</u> <u>次世代育成部</u>	(廃止)	
(新設)		国際文化観光局	総務部門 <u>国際部門</u> <u>文化部門</u> <u>観光部門</u>
スポーツ局	(略)	スポーツ局	(略)
環境農政局	(略)	環境農政局	(略)
保健福祉局	<u>総務室</u> <u>保健医療部</u> <u>福祉部</u> <u>生活衛生部</u>	<u>福祉子ども</u> <u>みらい局</u>  <u>健康医療局</u>	<u>総務部門</u> <u>福祉部門</u> <u>次世代育成部門</u> <u>人権男女共同参画部門</u>  <u>総務部門</u> <u>保健医療部門</u> <u>生活衛生部門</u>
産業労働局	総務室 産業部 中小企業部 <u>観光部</u> <u>労働部</u>	産業労働局	総務部門 産業部門 中小企業部門 労働部門
県土整備局	(略)	県土整備局	(略)

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。
(1) 政策局 ア～ウ (略) エ 広聴及び広報に関する事項 オ 県民協働に関する事項 カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項 キ 基地に関する事項 ク 統計_____に関する事項	(1) 政策局 ア～ウ (略) エ 広報 _____に関する事項 (新設) オ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項 カ 基地に関する事項 キ 統計及び情報化に関する事項
(2) 総務局 ア～エ (略) オ 情報化に関する事項 カ (略)	(2) 総務局 ア～エ (略) (新設) オ (略)
(3) <u>くらし安全防災局</u> ア～エ (略) オ 消費生活に関する事項	(3) 安全防災局 ア～エ (略) (新設)
(4) 国際文化観光局 ア 国際交流及び国際協力に関する事項 イ 文化の振興に関する事項 ウ 観光に関する事項	(4) 県民局 ア 広聴に関する事項 イ 国際交流及び国際協力に関する事項 ウ 私学に関する事項 エ 次世代育成に関する事項 オ 消費生活その他県民生活に関する事項
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
(7) 福祉子どもみらい局 ア 社会福祉に関する事項 イ 社会保障に関する事項 ウ 人権及び男女共同参画に関する事項 エ 次世代育成に関する事項 オ 私学に関する事項	(7) 保健福祉局 ア 保健衛生に関する事項 イ 社会福祉に関する事項 ウ 社会保障に関する事項
(8) 健康医療局 ア 保健医療に関する事項 イ 生活衛生に関する事項	(新設)
(9) 産業労働局 ア (略) (削除) イ (略)	(8) 産業労働局 ア (略) イ 観光に関する事項 ウ (略)
(10) (略)	(9) (略)

神奈川県准看護師試験委員会条例（昭和 27 年神奈川県条例第 35 号）新旧対照表

改 正	現 行
第 1 条 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 25 条の規定により、神奈川県准看護師試験委員会（以下「委員会」という。）を <u>神奈川県健康医療局</u> に置く。	第 1 条 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 25 条の規定により、神奈川県准看護師試験委員会（以下「委員会」という。）を <u>神奈川県保健福祉局</u> に置く。
第 2 条～第 9 条 （略）	第 2 条～第 9 条 （略）

## II 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正について

平成29年6月9日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）が改正（平成30年4月1日施行）され、これまで評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取することが義務付けられていた事項のうち、一定の事項について、委員会の関与の義務付けがなくなった。

義務付けがなくなった事項について、条例で定めることにより、引き続き意見を聴取できるよう、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「条例」という。）の改正の方向性を平成29年9月の当常任委員会に報告した。

この県の対応方針に沿って、条例の一部改正を行う。

### 1 現行条例の規定

現行制度においては、法により委員会の審議事項が全て列記されているため、現行条例において審議事項を定める規定は置いていない。

### 2 改正後の条例の規定

平成30年4月1日以降、法上において委員会の関与の義務付けがなくなる事項についても、委員会から意見を聴取できるよう、条例上審議事項として規定する。

＜追加する条文イメージ＞

委員会	審議事項
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会	(1) 中期計画の作成または変更に対する知事の認可 (2) 毎事業年度終了後に知事が行う当該事業年度における業務実績の評価 (3) 中期目標の期間の最後の事業年度終了後に知事が行う中期目標の期間における業務実績の評価 (4) その他必要な事項(業務方法書の作成または変更に対する知事の認可、財務諸表に対する知事の承認、積立金の次期中期目標期間の業務への充当に対する知事の承認、中期計画で定める限度額を超えて行う短期借入金に対する知事の承認、短期借入金の借り換えに対する知事の認可、出資等に係る不要財産の納付等に対する知事の認可をいう。以下同じ。)
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会	(1) 中期計画の作成または変更に対する知事の認可 (2) 每事業年度終了後に知事が行う当該事業年度における業務実績の評価 (3) 中期目標の期間の最後の事業年度終了後に知事が行う中期目標の期間における業務実績の評価 (4) 前事業年度から繰り越した損失補てん後の残余額の剩余金の使途への充当に対する知事の承認 (5) その他必要な事項
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会	(1) 前事業年度から繰り越した損失補てん後の残余額の剩余金の使途への充当に対する知事の承認 (2) その他必要な事項

### 3 条例の所管

現行条例同様、総務局行政管理課において所管する。

### 4 今後の予定

平成30年2月 第1回定例会に条例改正案を提出

4月 改正条例を施行

### III 「神奈川県保健医療計画」改定素案について

平成 25 年 3 月に策定した「神奈川県保健医療計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

#### 1 これまでの経過

平成 29 年 6 月	第 2 回定期会議で改定計画骨子案を報告
7 月	第 2 回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
7 月～8 月	県内 8 区域で第 1 回地域医療構想調整会議を開催
9 月	第 3 回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
	第 3 回定期会議で改定計画素案たたき台を報告
10 月	神奈川県医療審議会へ中間報告
	県内 8 区域で第 2 回地域医療構想調整会議を開催
11 月	第 4 回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
12 月	第 5 回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

#### 2 改定の概要

##### (1) 改定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した質の高い効率的な保健医療提供体制を整備するため、第 7 次の計画として改定する。

##### (2) 計画の位置付け

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

##### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とする。

##### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

##### (5) 計画改定の考え方とポイント

###### ア 改定の視点

###### (ア) 地域医療構想の推進

2025 年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示した「神奈川県地域医療構想」を保健医療計画の一部に位置付ける。

###### (イ) 地域包括ケアの推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療を充実させるほか、高齢者、障がい者や難病への対策及び地域リハビリテーション対策に取り組む。

###### (ウ) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

超高齢社会の到来という急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会を目指し、未病の改善、最先端医療・最新技術の実用化促進に取り組む。

**イ 「医療計画作成指針」（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知）で新たに位置付けられた項目**

- (ア) 高齢者対策(ロコモ、フレイル、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎を含む)  
今後、高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頸部骨折及び誤嚥性肺炎対策について疾病予防や介護予防を中心とした予防、医療、介護に総合的に取り組む。
- (イ) 病病連携及び病診連携(ICTを活用した医療機関間の連携体制構築を含む)  
急性期や回復期の病院に加え、在宅医療を担う診療所の連携を推進し、病病連携、病診連携の構築に努めるとともに、情報通信技術(ICT)を活用した患者・医療情報の共有に努める。
- (ウ) 訪問看護ステーションの役割  
在宅医療・介護に従事する多職種とともにチームとして患者・家族を支えていくために、地域における訪問看護ステーション間や医療、介護の関係機関等多職種との連携強化を促す。
- (エ) アレルギー疾患対策  
アレルギー疾患の発症、重症化の予防を行うとともに、適切な診療を受けられる体制を確保する。また、患者等を支援する環境の整備に取り組む。
- (オ) 地域医療構想(再掲)  
平成 28 年 10 月に策定した「神奈川県地域医療構想」を保健医療計画の一部に位置付ける。

**ウ 保健医療圏と基準病床数など**

- (ア) 二次保健医療圏  
県内の二次保健医療圏は 11 圏域あるが、今回の改定では、地域医療構想における構想区域と整合性を図るため、横浜市の 3 圏域を統合して 1 圏域とし、県内の二次保健医療圏を 9 圏域とする。
- (イ) 基準病床数  
保健医療計画で定めることとされている基準病床数(療養病床・一般病床)は、国が示した計算式により算出することとされているが、一部特例の活用も視野に入れ、引き続き、地域医療構想調整会議等を活用し、地域の意見を聞きながら丁寧に検討を進める。
- (ウ) 疾病・事業ごとの目標設定及び進捗状況の評価  
計画策定時に定めた指標に基づき現状把握、課題抽出及び数値目標の設定を行う。  
神奈川県保健医療計画推進会議で施策等の進捗状況等の評価・公表を行う。

**エ 未病対策等の推進と地域包括ケアシステムの推進**

- (ア) 未病対策等の推進  
未病を改善するために、心身の健康づくり、歯科保健、認知症などライフステージに応じた対策を進める。
- (イ) 地域包括ケアシステムの推進(再掲)  
高齢者だけでなく、地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制を強化することにより、高齢者も小児も障がい者も難病の方も地域で支える仕組みづくりを推進する。

## オ 介護保険事業（支援）計画等との整合性の確保

県の「神奈川県保健医療計画」並びに「かながわ高齢者保健福祉計画」及び市町村の介護保険事業計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保するよう各地域医療構想調整会議等で協議を進める。

## 3 素案たたき台からの主な変更点

### (1) 記載内容の拡充

各項目について、根拠となる統計や図表等を含め、記載内容を拡充した。

### (2) 数値目標の設定

法定項目である5事業5疾病（第2部第1、2章）及び在宅医療（第2部第4章第1節）について、計画達成の目安となる目標値を設定した。

### (3) 構成及び内容の変更

神奈川県保健医療計画推進会議、各地域医療構想調整会議、県議会等からの意見を踏まえ、次のとおり計画の構成及び内容を変更（修正）した。

#### ア 構成の変更

- ・ 第2部「各論」の各章の構成について、第1章及び第2章に医療計画作成指針で位置付けることとされている5事業5疾病を位置づけ、第3章に県重点施策である未病対策を位置付けた。
- ・ 第2部第7章「県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備」の中に位置づけた各節の構成をより分かりやすく整理した。また、同章の中に位置づけていた「医薬品の安全確保対策」については、第6章「総合的な医療安全対策の推進」の中に位置づけることとした。
- ・ 第2部第8章の名称を「個別の疾病対策等」に変更するとともに、第1節に重点施策の一つである「認知症対策」を位置付けた。

#### イ 内容の変更

- ・ 第1部「総論」第1章第3節「計画の基本理念及び基本目標」に地域医療構想にも記載した基本方針である「神奈川のめざすすがた」を追記した。
- ・ 第1部「総論」第3章第2節「基準病床数」に調整中の数値を記載した。
- ・ 第2部「各論」の各章の冒頭に、導入として当該章の趣旨やポイントを簡潔に記載した。
- ・ 第2部第3章「未病対策等の推進」の内容を整理した。

## 4 改定計画素案の概要

### (1) 事業別の医療体制の整備・充実

#### ア 総合的な救急医療

#### イ 精神科救急医療

#### ウ 災害時医療

#### エ 周産期医療

#### オ 小児医療

### (2) 疾病別の医療連携体制の構築

#### ア がん

#### イ 脳卒中

#### ウ 心筋梗塞等の心血管疾患

エ 糖尿病

オ 精神疾患

(3) 未病対策等の推進

ア 未病を改善する取組の推進

イ こころの未病対策

ウ 歯科保健対策

エ I C Tを活用した健康管理の推進

オ 未病対策等を推進する国際的な保健医療人材の養成

(4) 地域包括ケアシステムの推進

ア 在宅医療

イ 高齢者対策

ウ 障がい者対策

エ 母子保健対策

オ 難病対策

カ 地域リハビリテーション

(5) 医療従事者の確保・養成

ア 医師

イ 看護職員

ウ 歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者

(6) 総合的な医療安全対策の推進

(7) 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備

ア 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援

イ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及

ウ 地域医療支援病院の整備

エ 公的病院等の役割

オ 歯科医療機関の役割

カ 訪問看護ステーションの役割

キ 病病連携及び病診連携

ク 最先端医療・技術の実用化促進

(8) 個別の疾病対策等

ア 認知症対策

イ 健康危機管理対策

ウ 感染症対策

エ 肝炎対策

オ アレルギー疾患対策

カ 血液確保対策と適正使用対策

キ 臓器移植・骨髄等移植対策

(9) 地域医療構想

(10) 計画の推進

ア 計画の推進体制

## 5 今後のスケジュール

- 平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施  
～平成 30 年 1 月  
平成 30 年 1 月 県内 8 区域で第 3 回地域医療構想調整会議の開催  
2 月 第 6 回神奈川県保健医療計画推進会議を開催  
第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告  
神奈川県医療審議会へ諮問  
3 月 改定計画の決定

### <別添参考資料>

- 参考資料 1 「神奈川県保健医療計画」改定素案(平成30年度～平成35年度)

## IV 「神奈川県医療費適正化計画」改定素案について

平成25年3月に策定した「神奈川県医療費適正化計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

高齢化が急速に進むという神奈川県の地域特性を踏まえ、県民の健康の保持・増進と生活の質の維持・向上に取り組むことにより、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を図るために医療費適正化計画を改定する。

#### (2) 計画の位置付け

高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく法定計画であり、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、目標の実現のために施策を展開し、目標の達成を通じて将来的な医療費の伸びの適正化を図っていくための計画とする。

#### (3) 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

平成28年3月31日に国が告示した「医療費適正化に関する基本的な方針」（平成28年11月4日一部改正）に基づき、次の事項に留意しながら計画を改定する。

計画改定の主なポイントは次のとおり。

##### ア 目標項目の追加

- ・ 生活習慣病となった者について、費用面及び生活の質（QOL）の観点から、重症化予防の取組みが重要であるため、「生活習慣病の重症化予防」に関する目標を設定
- ・ 医療費の増大が見込まれる中で、患者にとって安全かつ効果的な服薬に資する重複投薬の適正化などの取組みを行うことが重要であるため、「医薬品の適正使用の推進」に関する目標を設定
- ・ 現行の計画では、「後発医薬品の使用促進」に関する取組目標を設定していたが、平成32年9月までに後発医薬品の使用割合を80%以上とする国的新たな目標を踏まえ、「後発医薬品の使用割合」に関する数値目標を新たに設定

##### イ 目標項目の削除

- ・ これまでの取組みの結果、全国的に平均在院日数が短縮傾向にあることから、「平均在院日数の短縮」に関する目標を削除

### 2 改定計画素案の概要

#### (1) 神奈川県医療費適正化計画策定の趣旨

##### ア 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景

- (ア) 国における医療制度改革の動向
- (イ) 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景

## イ 計画の基本的な考え方

- (ア) 基本理念
- (イ) 計画の位置付け
- (ウ) 関連する計画等との調和

## ウ 計画の期間

### (2) 神奈川県の医療費を巡る状況

#### ア 現状

- (ア) 医療費の動向
  - a 神奈川県の医療費
  - b 神奈川県の後期高齢者の医療費
  - c 県民所得と医療費の関係
  - d 高齢化の見通し
  - e 医療費の地域差
- (イ) 健康の保持の推進
  - a 生活習慣病の状況
  - b 特定健康診査・特定保健指導の状況
  - c メタボリックシンドローム該当者及び予備群(特定保健指導対象者)の状況
  - d 糖尿病の状況
  - e 高齢者の歯科の状況
  - f 喫煙等の状況
  - g がん検診の状況
  - h 予防接種の状況
- (ウ) 医療の効率的な提供
  - a 医療施設の状況
  - b 医薬品を巡る状況
  - c 受診を巡る状況

#### イ 課題

- (ア) 神奈川県の特徴
- (イ) 重点的に取り組むべき課題
  - a 健康の保持の推進
  - b 医療の効率的な提供

### (3) 計画の目標と医療費の見込み

#### ア 計画の目標

- (ア) 県民の健康の保持の推進に関する目標
- (イ) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

#### イ 医療費の見込み

- (ア) 県民医療費の推計方法
- (イ) 計画策定時の医療費
- (ウ) 計画終了時の医療費
  - a 医療費適正化の取組を行う前
  - b 医療費適正化の取組を行った後

### (4) 施策の展開

#### ア 県民の健康の保持の推進のための取組

- (ア) 保険者による特定健康診査・特定保健指導の推進及びその支援
- (イ) 生活習慣病予防のための健康づくり
- (ウ) 予防接種の推進
- (エ) 未病対策等の推進
  - a 未病を改善する取組の推進
  - b 歯科保健対策

#### イ 医療の効率的な提供の推進のための取組

- (ア) 病床機能の分化及び連携
  - a 病床機能の分化及び連携
  - b 疾病別の医療連携体制の構築
  - c 事業別の医療体制の整備・充実
  - d 地域医療連携
- (イ) 地域包括ケアシステムの推進
- (ウ) 後発医薬品の使用促進
- (エ) 医薬品の適正使用の推進
- (オ) 適正な受診の促進等の取組

### (5) 計画の推進体制・役割と評価

#### ア 計画の推進体制・役割

- (ア) 計画の推進体制
- (イ) 関係機関及び団体等の役割
  - a 県民
  - b 国
  - c 県
  - d 市町村
  - e 保険者等
  - f 医療機関・医療関係者
  - g 神奈川県医療費検討委員会
  - h 神奈川県保険者協議会

#### イ 計画の評価

- (ア) 評価等
  - a 進捗状況の公表
  - b 進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）
  - c 実績の評価
- (イ) 評価方法

### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施

～平成 30 年 1 月

2 月 第 3 回神奈川県医療費検討委員会を開催

市町村・保険者協議会との法定協議

第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3 月 改定計画の決定

#### <別添参考資料>

・参考資料 2 「神奈川県医療費適正化計画」改定素案（平成 30 年度～平成 35 年度）

## V 「神奈川県保健医療救護計画」改定素案について

平成 24 年 12 月に改定した「神奈川県医療救護計画」について、環境の変化等を踏まえて計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

前回改定以降、地域における災害時医療救護体制の整備や災害時精神医療チーム（D P A T）の発足、平成 28 年熊本地震の検証等を踏まえた県外災害への応援体制の整備など、本計画を取り巻く環境が変化しているほか、平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省通知により、各都道府県における災害時の保健医療活動に係る考え方が示されたことを受け、本計画について名称を含めて改定し、「神奈川県保健医療救護計画」とする。

#### (2) 計画の位置付け

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき作成する神奈川県地域防災計画の医療救護に係る部分の個別計画である。

#### (3) 計画期間

なし

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 本庁における本部機能の整理

- ・ 平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省通知を踏まえ、県災害対策本部の下に、保健医療活動（医療、保健、公衆衛生等の衛生行政全般）の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置し、災害発生時における情報管理及び対応の一元化を図る。
- ・ 医療関係を中心に派遣調整を行っていた現行の医療救護本部は廃止する。

##### イ 各地域における体制の整理

- ・ 原則二次保健医療圏ごとに設置する地域災害医療対策会議において医療救護活動等の調整を担う「地域災害医療コーディネーター」を規定する。政令指定都市、藤沢市及び茅ヶ崎市は管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する専門家を配置する。
- ・ 災害発生時における県と各市町村との情報伝達の考え方を整理する。県保健福祉事務所は管内市町村に被害状況や保健医療ニーズ等の情報提供を求めるとともに、管内市町村に必要な情報を提供する。

##### ウ 制度改正等の反映、内容の拡充

- ・ 新たな医療チーム（D P A T）やドクターヘリの災害時運用、原子力災害の制度改正等を反映する。
- ・ 県災害医療コーディネーターのサポートとして小児・周産期医療に固有の調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」の配置を計画に位置付ける。
- ・ 災害発生時における情報収集及び伝達手段の考え方を整理する。保健医療情報

の把握及び共有の手段を、全国的なシステムである広域災害・救急医療情報システム（EMIS：イーミス）に一元化する。通信インフラの破損等により通常のインターネット接続ができない場合は衛星携帯電話による回線確保に努め、EMISが使用できない場合はFAX、MCA無線等で報告することとする。

## 工 応援派遣

- 平成28年熊本地震での応援派遣の対応を踏まえ、他の都道府県で発生した災害に対する応援派遣に関する内容を拡充する。

## 2 改定計画素案の概要

従来の計画の構成を生かしつつ、次のとおり章立てを改める。他の都道府県への応援派遣に特化した内容を新たに章立てする（第3章）ほか、分散して記載されていた平時対応は新たに章として集約する（第4章）。

### はじめに

- 目的
- 基本的な考え方
- 本計画が想定する災害

## 第1章 県内の大規模災害における対応

### 第1節 役割と体制

- 県
- 市町村
- 医療機関等

### 第2節 保健医療活動

- 情報の収集と伝達
- 保健医療活動チームの活動（現場支援）
- 本部支援チームの活動
- 傷病者の搬送
- 医薬品等・血液製剤の確保
- 保健対策
- 生活衛生対策
- 防疫対策
- 要配慮者対策

### 第3節 災害フェーズと主な対応

#### 災害フェーズと主な対応

- フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）
- フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）
- フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）
- フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1ヶ月後）
- フェーズ5：慢性期（およそ発災1ヶ月後～）

## 第2章 県内の局地災害等

- 局地災害

## 2 原子力災害

### 第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

#### 1 県の役割

#### 2 災害拠点病院・医療機関等の役割

### 第4章 平時の対応

#### 1 県

#### 2 市町村

#### 3 医療機関

#### 4 災害拠点病院

#### 5 災害協力病院

### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施

～平成 30 年 1 月

平成 30 年 2 月 第 1 回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告

3 月 改定計画の決定

### <別添参考資料>

・参考資料 3 「神奈川県保健医療救護計画」改定素案

## VI 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定素案について

平成25年8月に策定した「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)について、平成29年9月12日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)の一部変更が閣議決定されたことに伴い見直すこととしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

政府行動計画で抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量が変更されたことを踏まえ、県の備蓄目標量の記述の修正、その他用語の整理のための改定を行う。

#### (2) 計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定により、政府行動計画に基づき都道府県が作成する計画である。

神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置などを示すとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものである。

#### (3) 計画期間

なし

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関する改定

国は、最新の医学的な知見等を踏まえて、「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針」を見直し、国と都道府県が備蓄するとした従来の目標量「国民人口の45%に相当する量」を、「全罹患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量\*」に修正した。それに合わせて、国が政府行動計画における備蓄目標量を変更したため、県行動計画の該当部分を改定する。

\*「その他の医療対応に必要な量」とは

- ・患者に濃厚に接触した者等に予防投与する量
- ・季節性インフルエンザが同時流行し、その患者に投与する量

##### イ 神奈川県の備蓄する目標量

新目標 1,349,200人 ( ▲300,300人 )

現目標 1,649,500人

### 2 改定計画素案の概要

#### 第1章 総論(はじめに)

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組の経緯
- 3 行動計画の作成

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要 6 項目
  - (1) 実施体制
  - (2) サーベイランス・情報収集
  - (3) 情報提供・共有
  - (4) 予防・まん延防止
  - (5) 医療
  - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保
- 7 行動計画実施上の留意点
- 8 発生段階

## 第3章 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

※

※ 各期に次の項目を記載

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### 3 今後のスケジュール

- 平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～平成 30 年 1 月  
平成 30 年 1 月～2 月 県感染症対策協議会での意見聴取  
2 月 第 1 回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告  
3 月 改定計画の決定

### <別添参考資料>

- ・参考資料 4 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定素案

## VII 「神奈川県食育推進計画」改定素案について

平成25年3月に策定した「第2次神奈川県食育推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了するため、学識経験者、関係団体の代表等で構成される「かながわ食育推進県民会議」の意見や、平成28年3月に改定された国第3次食育推進基本計画を踏まえ、平成30年度を初年度とする新たに計画を策定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

#### (3) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 神奈川県が目指す食育の方向

###### (ア) 基本理念

未病を改善するための重要な要素である「食」について、県民一人ひとりが医食農同源の健康観など食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することにより、誰もが元気に笑顔で、長生きできる神奈川を目指す。

###### (イ) 基本方針

基本理念を実現するため、3つの基本方針を掲げ、県民が自ら実践する食育の推進に取り組む。

###### a 健康な「体」をつくる

栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていくことで、健康な体をつくる。

###### b 豊かな「心」を育む

子どもの頃から食事のマナーを身につけ、食に対する感謝の気持ちを培い、豊かな心を育む。

###### c 食への理解を深め「神奈川の食」に親しむ

農林水産物の地産地消や食を取り巻く環境への配慮、食の安全性など、食への理解を深め、神奈川の食に親しむ。

##### イ 第3次計画に追加する内容

- ・ 和食（日本型食生活）の普及
- ・ 食品ロス削減に関する普及啓発

## 2 改定計画素案の概要

### (1) はじめに

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の位置付け
- ウ 計画の期間

### (2) かながわの食をめぐる現状

- ア 食生活と健康
- イ 食を取り巻く環境
- ウ 食に関する情報

### (3) 神奈川県が目指す食育の方向

- ア 基本理念
- イ 基本方針
- ウ 指標及び目標値

### (4) 食育推進の施策展開

#### ア 施策展開の考え方

- (ア) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
  - ・ 立地と産業
  - ・ 食育推進の多様な担い手
  - ・ 食を巡る歴史と文化
  - ・ 県の役割
  - ・ 市町村に期待される役割
  - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
  - ・ 関係者との相互連携
- (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
  - ・ 県の役割
  - ・ 市町村に期待される役割
  - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
  - ・ 関係者との相互連携

#### イ 食育の基本的施策

- (ア) 健康な「体」をつくる
  - ・ 家庭での食育の推進
  - ・ 学校等での食育の推進
  - ・ 地域での食育の推進
  - ・ 食育推進運動の展開
  - ・ 若い世代に向けた取組
- (イ) 豊かな「心」を育む
  - ・ 学校等での食育の推進
  - ・ 食文化の継承の推進
- (ウ) 食への理解を深め「神奈川の食」に親しむ
  - ・ 農林水産物の地産地消の促進
  - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
  - ・ 食の安全への理解促進

・ 食に関する調査・研究  
ウ 県民、団体、事業者等に期待される取組

- (5) ライフステージごとのテーマと取組例  
ア ライフステージごとのテーマと取組例  
イ 食育の取組総括表

- (6) 推進体制  
ア 庁内推進体制  
イ 県民との推進体制  
ウ 民間団体等との推進体制  
エ 市町村、国との推進体制

<参考>

- 1 第2次計画の成果と課題
    - ア 重点目標の成果と課題
    - イ 目標ごとの成果と課題
    - ウ 指標総括表
  - 2 県内市町村の食育推進計画
  - 3 用語解説
- 3 今後のスケジュール
- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 平成29年12月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施        |
| ～平成30年1月 |                                |
| 平成30年1月  | かながわ食育推進県民会議の意見を聴取             |
| 2月       | 第1回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月       | 改定計画の決定                        |

<別添参考資料>

- ・参考資料5 「神奈川県食育推進計画」改定素案（平成30年度～平成34年度）

## Ⅷ 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（仮称）」素案について

平成 27 年 12 月に施行された「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、国の指針に即して新たに計画を策定する必要があるため、今般、計画の素案を作成したので報告する。

### 1 計画の概要

#### (1) 策定の趣旨

本県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、国の指針に即し、アレルギー疾患対策を総合的に進めるための計画を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

アレルギー疾患対策基本法第 13 条に基づく法定計画である都道府県アレルギー疾患対策推進計画として、県のアレルギー疾患対策の目指すべき方向と取り組むべき施策を総合的に示すものである。

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画策定の考え方とポイント

国が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に即し、次の事項等を踏まえて策定する。

- ・ アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減
- ・ アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備
- ・ アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

### 2 素案の概要

#### 第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 対象区域
- 5 基本的な考え方
  - 1 生活環境の改善
  - 2 医療提供体制の整備
  - 3 生活の質の維持向上

#### 第2章 アレルギー疾患の現状

- 1 主なアレルギー疾患の特徴
- 2 患者数の増加

我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患があると言われており、患者数は、疾患により多少の増減はあるが増加傾向にある。

### 第3章 アレルギー疾患対策の課題

#### 1 アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

##### (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

アレルギー疾患患者やその家族、支援する関係機関等が、医学的知見に基づいたアレルギー疾患の治療に関する正しい知識を入手できるよう、情報の提供や普及啓発を行うことが必要である。

##### (2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、症状を軽減するためには、アレルゲンに曝露しないようになることが有効と言われていることから、自然環境や居住の環境等、患者を取り巻く環境の改善を図ることが必要である。

##### (3) 生活スタイルの改善

アレルギーの悪化要因を取り除くためには、肥満防止に向けたバランスのとれた食事や規則正しい生活を送ること、正しいスキンケア、受動喫煙を防ぐことなど生活スタイルの改善を図ることが必要である。

#### 2 アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備

##### (1) 医療提供体制の整備

患者への適切な医療の提供に向けて、アレルギー疾患の診療連携体制について整備していくことが必要である。

##### (2) 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成

アレルギー疾患医療や相談支援を行う医療従事者が、知識・技能の向上に向けて、最新の医学的知見に基づく医療情報や研修等の情報を入手しやすい方法で提供していくことが必要である。

#### 3 アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

##### (1) 連携協力体制の確保

アナフィラキシーショックに対する緊急対応ができるよう、アレルギー疾患患者やその家族、職場や学校・施設等と医療機関や消防機関等との連携協力体制が必要である。また、適切な相談窓口の情報を提供することも必要である。

##### (2) アレルギー疾患患者を支援する者的人材育成等

患者に対する支援は、アレルギー疾患に対する正しい知識に基づき適切に行われることが肝要なことから、支援者に対する研修の受講機会を確保することが必要である。

##### (3) 災害時の対応

災害時にアレルギー疾患患者やその家族が、適切な対応を行うことができるよう、日頃からの備えを周知することが必要である。

また、避難所の管理者等が適切な支援を行えるよう、食物アレルギーに対応した食品等の情報提供など、アナフィラキシー等の重症化を予防するための周知が必要である。

## 第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

### 1 発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進

#### (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

ア アレルギー疾患に関する情報提供・普及啓発

(ア) ホームページを利用した情報提供

(イ) 健康関連事業での啓発等

(ウ) アレルギー疾患に対応できる医療機関・専門医の情報提供

(エ) 講演会や講座等の開催

(オ) ガイドライン及びマニュアル等の周知

(カ) リーフレット等を利用した周知

#### (2) 生活環境におけるアレルゲン等を軽減するための取組み

ア 花粉の発生源対策

(ア) 花粉の着花量調査

(イ) 花粉の少ない苗木への植替え

イ アレルゲンを含む食品に関する対策

(ア) 食品の適正表示指導

ウ 室内環境におけるアレルゲン対策

(ア) 住まいの衛生相談

エ 大気環境における対策

(ア) 自動車排出ガス削減の取組

(イ) 大気汚染監視測定

#### (3) 生活スタイルの改善のための取組み

ア 受動喫煙の防止対策

(ア) 受動喫煙防止のための普及啓発

イ 栄養・スキンケア対策

(ア) 栄養相談

(イ) スキンケア相談

### 2 適切な医療を受けられる体制の整備

#### (1) アレルギー疾患医療を提供する体制の整備

ア 適切な医療を提供するための体制整備

(ア) アレルギー疾患医療拠点病院の選定

(イ) アレルギー疾患対策推進協議会（仮称）の設置

イ 医療従事者等の資質向上

(ア) 医療従事者等の人材育成

(イ) 医療従事者への情報提供

ウ 医療機関・専門医等に関する情報の提供

(ア) ホームページを利用した情報提供

### 3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

#### (1) アレルギー疾患患者に関わる者的人材育成

ア 保健師や管理栄養士等を対象とした講習機会の確保

(ア) 専門職への研修や情報提供

- イ 学校や職場関係者を対象とした研修機会の確保
    - (ア) 研修の開催
    - (イ) ガイドラインやマニュアルの周知
  - ウ 連携の必要性の周知
    - (ア) 関係機関との連携
- (2) 相談窓口の案内
- ア 相談窓口の情報提供
    - (ア) 相談窓口の情報提供
- (3) 災害時の対応
- ア 避難所でのアレルギー疾患対応に関する情報提供
    - (ア) 患者や関係者への周知

## 第5章 推進体制

- 1 アレルギー疾患対策推進協議会
  - 2 アレルギー疾患対策会議
- 3 今後のスケジュール
- 平成 29 年 12 月 計画素案に対するパブリック・コメントを実施  
～平成 30 年 1 月
  - 平成 30 年 2 月 神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会で意見聴取  
第 1 回定例会厚生常任委員会に計画案を報告
  - 3 月 計画の決定

### <別添参考資料>

- ・参考資料 6 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（仮称）」素案  
(平成30年度～平成34年度)

## IX 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の見直しについて

平成28年度に「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の見直し検討を行い、平成29年6月に、改正の必要なしとの報告を厚生常任委員会に行った。

しかし、条例の改正を求める陳情が提出され、7月3日の委員会で了承されたことから、あらためて条例の見直しについて検討を行っているため、これまでの経緯と本県の考え方について報告する。

### 1 これまでの経緯

年月日	内 容	内 容
平成28年 9月～10月	関係団体等への意見照会 (37団体等)	全ての団体等が、改正の必要なしと回答
平成29年 3月27日	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	改正は現段階では必要ないと協議結果
6月	厚生常任委員会	県としての見直し結果を「現時点では、条例の改正の必要はない」と報告
6月29日	神奈川県歯科医師連盟	条例の改正を要望する「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例に関する陳情」を神奈川県議会 議長に提出
7月3日	厚生常任委員会	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例に関する陳情」を了承
8月9日	第1回神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	陳情者である神奈川県歯科医師連盟からの意見聴取
9月7日	第2回神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	条例の見直しについて協議(その1)
10月13日	第3回神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	条例の見直しについて協議(その2)
11月10日	第4回神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	条例の見直しに係る協議会としての協議結果をとりまとめ
11月	関係団体等への意見照会	関係団体等(41団体等)に対して、条例の見直しについて意見照会

### 2 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会の協議結果

#### (1) 条例の見直しを行う場合の方向性について

「歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持すること」に繋がるものとするべきである。

#### (2) 条例の見直しが必要と思われる事項について

次の事項について、条例第10条の基本的施策に盛り込むこと

- ・ 「保護者による適切な健康管理がなされていない子ども」に対する、歯及び口腔の健康づくり
- ・ 「定期的な歯科検診の受診と必要に応じた歯科保健指導を受ける機会を持つことの勧奨」
- ・ 「オーラルフレイル対策」

- ・ 「医科と歯科との連携」

### 3 関係団体等からの意見

協議会の協議結果を踏まえ、平成29年11月に、41の関係団体等に対して、条例の見直しについて、意見照会を行った。

37の関係団体等は、「協議会の見直し結果は妥当である」、あるいは、「意見なし」との回答であった。

#### (主な意見)

- ・ 協議会の見直し結果は、妥当である。
- ・ 見直しが必要とされた4項目すべて、現行条例で読み込めると考える。
- ・ 定期的な歯科検診については、現行条例で読み込めると考える。
- ・ 定期的な歯科検診に、「口腔がん検診」を含むか否かは、慎重に検討すべきである。

### 4 本県の考え方

協議会の協議結果で、条例の見直しが必要と思われる事項4項目については、内容を精査し、条例改正に向けて検討を進める。

### 5 今後のスケジュール

平成30年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

3月 改正条例の公布、施行

## X 「条例の見直しに関する要綱」に基づく保健福祉局所管条例の見直し結果について

### 1 条例の見直しの仕組み

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みについて定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を平成 20 年 4 月 1 日から施行し、当該要綱に基づく見直しを進めてきた。

条例の見直しの周期は 5 年ごとを原則としており、今回、次の所管条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったので、結果を報告する。

### 2 条例の見直し結果

#### (1) 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

条 例 名	見 直 し 結 果
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

#### (2) 改正及び運用の改善等を検討する条例

条 例 名	見 直 し 結 果
神奈川県がん克服条例	がん対策基本法の改正や国の第 3 期がん対策推進基本計画の策定、県計画の改定を勘案し、これらとの整合を図るため、条例改正及び運用の改善等を検討する必要がある。 (報告資料 XI 「神奈川県がん克服条例」の見直しについて 参照)

#### <別添参考資料>

- 参考資料 7 保健福祉局所管条例の見直し結果一覧表

## XI 「神奈川県がん克服条例」の見直しについて

県では、平成20年3月に議員提案で制定した「神奈川県がん克服条例」（以下「県条例」という。）と、平成25年3月に策定した法定計画である「神奈川県がん対策推進計画」（以下「県計画」という。）により、がん対策を総合的に推進している。

国では、平成28年12月に「がん対策基本法」（以下「法」という。）の一部を改正し、平成29年10月、第3期「がん対策推進基本計画」を策定した。県計画は、この第3期がん対策推進基本計画を基本とし、平成29年度中に改定予定である。

そこで、県計画の実効性の確保の観点から、法、国基本計画及び県計画との整合を図るために、条例附則第2項の規定に基づく条例の見直し検討の結果を踏まえ、所要の改正を行うので報告する。

### 1 これまでの経過

平成20年3月	県条例公布
4月	県条例施行
平成25年3月	県計画の策定
平成26年3月	県計画の策定等を背景に、県条例の一部を改正・施行
平成28年12月	法の一部改正に伴い、県条例第1条中に引用する法の条項を改正
平成29年7月	条例附則に基づき条例の見直し検討を開始
10月	国の第3期「がん対策推進基本計画」の策定

### 2 改正の概要

#### (1) 事業主の責務の新設

法で新たに「事業主の責務」が新設されたことを踏まえ、また、本県としても今後のがん対策には、がん患者の就労継続等がんとの共生の視点が大切であり、事業主の役割が重要であることから、事業主の責務について、条文を新設する。

#### (2) 新たな施策として現行条文に追加

##### ア リハビリテーションの提供の促進（第7条関係）

県計画で新たにがん医療の水準の向上に向けて、県が講ずるよう努めなければならない施策として、リハビリテーションの提供の促進について盛り込むことに伴い、現行条文に追加する。

##### イ がん患者における学習と治療との両立（第10条関係）

法で新たに、がん患者等の支援の充実に向けて、地方公共団体が講ずるよう努めなければならない施策として、教育と治療とのいざれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備が盛り込まれたことを踏まえ、現行条文に追加する。

#### (3) 「神奈川県がん対策推進審議会（仮称）」の設置

外部有識者の意見を聴き、がん対策をより効果的に推進するため、現行の「神奈川県がん対策推進協議会」に代えて、県計画の進行管理等を行う「神奈川県がん対策推進審議会（仮称）」を設置することについて、条文を新設する。

#### (4) 現行条文、見出しの修正

##### ア 目的（第1条関係）

法の「目的」及び「基本理念」の条文に、がん患者の支援や社会環境の整備が追

加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

**イ 県民の責務（第4条関係）**

法の「国民の責務」の条文に、がん患者に関する理解を深めるように努めなければならない旨が追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

**ウ がんの未病改善及び早期発見の推進（第5条関係）**

県計画で新たにがん予防の推進に向けて、がんの未病改善を施策の大柱として位置づけたことに伴い、見出しを「がんの予防及び早期発見の推進」から「がんの未病改善及び早期発見の推進」に改める。

**エ がん医療に関する情報の収集及び提供（第6条関係）**

がん登録等の推進に関する法律が施行され、がん登録が法定の取組みとなったため、現行条文の「地域がん登録」を同法に規定するがん登録に改める。

**オ 研究の推進（第8条関係）**

法の「研究の推進等」の条文に、がん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項が追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

**カ 患者等の支援（第10条関係）**

法の「がん患者の療養生活の質の維持向上」の条文の「がん患者の療養生活」に、「これに係るその家族の生活を含む」ことが追加されたことを踏まえ、同様の内容を現行条文に追加する。

**キ がん教育の推進（第11条関係）**

法で「がんに関する教育の推進」の条文が新設されたことを踏まえ、広く県民ががんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、現行条文におけるがん教育の対象を「児童及び生徒」から「県民」に改める。

**ク 条例の見直し検討時期と県計画の策定時期の整合（附則第2項関係）**

国基本計画及び県計画の見直し期間との整合を図るために、見直し規定の改正を行う。

**3 関係団体等からの主な意見**

条例の見直しについては、平成29年11月9日に神奈川県がん対策推進協議会、同年12月12日に神奈川県がん撲滅を目指す議員連盟に説明を行った。

(神奈川県がん対策推進協議会からの主な意見)

- ・ 小児がんについて規定してほしい。

(神奈川県がん撲滅を目指す議員連盟からの主な意見)

- ・ 医科・歯科連携の推進及び小児がん対策の推進について規定してほしい。

**4 本県の考え方**

県協議会やがん撲滅を目指す議員連盟からいただいた意見については、内容を精査し、条文の修正等を検討する。

**5 今後のスケジュール**

平成30年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出  
3月 改正条例の公布、施行

## XII 「神奈川県がん対策推進計画」改定素案について

平成25年3月に策定した「神奈川県がん対策推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間の満了及び、国の「がん対策推進基本計画」の変更に伴い、計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

がんを取り巻く状況の変化を踏まえ、国基本計画等との整合を図りつつ、本県のがん対策を総合的に進めるため、「神奈川県がん対策推進計画」を改定する。

#### (2) 計画の位置付け

がん対策基本法第12条第1項に基づく法定計画である都道府県がん対策推進計画であり、本県のがん対策を総合的に推進するための計画である。

#### (3) 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 基本理念、基本方針及び全体目標の変更

がん生存率の向上等、がんを取り巻く状況の変化や国基本計画の内容を踏まえ、基本理念を「がんを知り、がんと向き合い、がんの克服を目指す神奈川づくり」とし、基本理念を踏まえて基本方針及び全体目標を変更する。

##### イ がんを取り巻く状況の変化や国基本計画を踏まえた施策項目の追加、拡充

がん生存率の向上等、がんを取り巻く状況の変化や国基本計画の内容を踏まえ、次の施策項目を追加、拡充する。

##### (ア) 追加項目

- ・ 医科歯科連携
- ・ がんのリハビリテーション
- ・ 希少がん・難治性がん対策
- ・ 小児・AYA世代のがん対策
- ・ 高齢者のがん対策
- ・ がんゲノム医療
- ・ 先進医療等の各種制度について
- ・ 緩和ケアの普及啓発

##### (イ) 拡充項目

- ・ 未病を改善する取組みの推進
- ・ 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進
- ・ 就労を含めた社会的な問題

### 2 改定計画素案の概要

#### 第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

## 第2章 計画改定の背景

- 1 がんを取り巻く現状と今後
  - (1) 神奈川県の人口
  - (2) 神奈川県のがん罹患数と罹患率の推移
  - (3) 神奈川県のがん生存率の状況
  - (4) 神奈川県のがんによる死亡の状況
  - (5) 神奈川県内のがん検診受診状況
  - (6) がんに要する医療費の状況
  - (7) 将来の動向
- 2 がん対策推進計画（平成25年度～平成29年度）の分析・評価

## 第3章 取組みの方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

## 第4章 施策展開

- 1 がんの未病改善
  - (1) 1次予防
    - ・ 未病を改善する取組みの推進
    - ・ たばこ対策の推進
    - ・ 感染症対策の推進
  - (2) 2次予防
    - ・ がん検診の受診促進
    - ・ がん検診の精度向上
- 2 がん医療の提供
  - (1) がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制
    - ・ 県立がんセンターにおける取組み
    - ・ がん診療連携拠点病院等による集学的治療の提供
    - ・ チーム医療の推進
    - ・ 医科歯科連携
    - ・ がんのリハビリテーション
    - ・ 支持療法の推進
    - ・ 希少がん・難治性がん対策
    - ・ 小児・AYA世代のがん対策
    - ・ 高齢者のがん対策
    - ・ がん登録の推進
    - ・ がんゲノム医療
    - ・ 先進医療等の各種制度について

(2) 地域連携、協働の推進

- ・がん診療連携拠点病院等による地域連携
- ・がん地域連携クリティカルパスによる連携

3 がんとの共生

(1) 緩和ケアの推進

- ・緩和ケアの提供
- ・緩和ケア人材の育成
- ・在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進
- ・緩和ケアの普及啓発

(2) がん患者への支援

- ・相談支援
- ・がん患者及びその家族に対する情報提供
- ・がん患者団体等との連携
- ・就労を含めた社会的な問題

(3) がんに対する理解の促進

- ・がん教育の推進
- ・がんに関する知識の普及啓発

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

2 進行管理

3 計画の目標値等

資料編

3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

～平成 30 年 1 月

平成 30 年 2 月 神奈川県がん対策推進協議会での意見聴取

第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3 月 改定計画の決定

<別添参考資料>

・参考資料 8 「神奈川県がん対策推進計画」改定素案（平成 30 年度～平成 35 年度）

## XIII 「神奈川県肝炎対策推進計画」改定素案について

平成 25 年 3 月に策定した「神奈川県肝炎対策推進計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」について、計画期間の満了及び国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が改正されたことから神奈川県肝炎対策推進計画を見直すこととし、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

肝炎を取り巻く状況の変化やこれまでの県の取組状況を踏まえ、より一層肝炎対策を推進するため、「神奈川県肝炎対策推進計画」を改定する。

#### (2) 計画の位置付け

肝炎対策基本法の基本理念及び同法第 4 条に規定する「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、平成 28 年 6 月に国が改定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本県の肝炎対策を総合的に推進するための計画である。

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 目標の設定

新たに数値目標を設定し、定期的に達成状況を把握する仕組みとする。

##### イ 「肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発」に新規項目を追加

肝炎の予防に関する新たな取組みとして、平成 28 年 10 月から実施の B 型肝炎ワクチンの定期接種を推進することを追加する。

##### ウ 「肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成」を追加

人材の育成の取組みを強化するため、施策展開の柱として、新たに「肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成」を追加する。

### 2 改定計画素案の概要

#### 第 1 章 はじめに

##### 1 計画改定の趣旨

##### 2 計画の性格

##### 3 計画の期間

##### 4 計画の対象区域

#### 第 2 章 計画改定の背景

##### 1 神奈川県の肝炎を取り巻く現状

###### (1) 肝炎について

###### (2) 県内の肝炎ウイルス感染者数等の現状

(3) 県内の肝がん罹患数と死亡率の現状

2 肝炎対策推進計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の分析・評価

第3章 取組みの方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

第4章 施策展開

- 1 肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発
  - ・ 肝炎を予防するための普及啓発
  - ・ B型肝炎ワクチンの定期接種の推進
  - ・ 肝炎患者等に対する偏見や差別の防止
- 2 肝炎ウイルス検査の受検の促進
  - ・ 肝炎ウイルス検査に関する普及啓発
  - ・ 肝炎ウイルス検査の実施
  - ・ 職域における受検勧奨
- 3 肝炎医療を提供する体制の確保
  - ・ 肝疾患診療ネットワークの充実・強化
  - ・ 検査陽性者のフォローアップ
- 4 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成
  - ・ 医療従事者のスキルアップ
  - ・ 肝炎対策に携わる人材の育成
- 5 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実
  - ・ 相談支援
  - ・ 肝炎患者等に対する情報提供等
  - ・ 肝炎治療医療費助成制度等の実施

第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値

参考資料

3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

～平成 30 年 1 月

平成 30 年 2 月 神奈川県肝炎対策協議会での意見聴取

第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3 月 改定計画の決定

<別添参考資料>

- ・参考資料 9 「神奈川県肝炎対策推進計画」改定素案（平成 30 年度～平成 34 年度）

## XIV 「かながわ自殺対策計画（仮称）」素案について

平成 28 年 4 月に改正された「自殺対策基本法」において、都道府県に自殺対策計画を策定することが規定されたことに伴い、新たに計画を策定する必要が生じたため、「かながわ自殺総合対策指針（平成 23 年度策定）」をもとに、国の「自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月改定）」を踏まえ、今般、計画素案を作成したので報告する。

### 1 計画の概要

#### (1) 策定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に推進するために「かながわ自殺対策計画（仮称）」を策定する。

#### (2) 計画の位置づけ

自殺対策基本法第 13 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県自殺対策計画であり、県の自殺対策を総合的に推進するための計画とする。

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画策定の考え方とポイント

##### ア 基本理念

国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、「健康で生きがいをもつて暮らすことのできる社会の実現」を目指し、「孤立しない地域づくり」を進める。

##### イ 基本方針

自殺は、その多くが社会の努力で避けることのできる死であるという基本認識に基づき、「社会的要因も踏まえ総合的に」「県民が主体となるよう」「事前予防、危機対応、事後対応について」「生きるための支援として」「あらゆる分野の関係者が連携して」「地域の実態に合わせて」「中長期的視点に立って、継続的に」取り組むこととする。

##### ウ 全体目標

自殺総合対策大綱で示された国の数値目標\*を踏まえ、県は、平成 34 年までに、人口動態調査による自殺死亡率を、平成 28 年と比べ、15%以上減少させることとする。

\* 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 38 年までに平成 27 年の自殺死亡率 18.5 を 30% 以上減少させ、13.0 以下とする。

##### エ 「かながわ自殺総合対策指針」を拡充した施策体系の設定

国の「自殺総合対策大綱」において、新たに重点施策が追加されたことを受け、指針の 10 の重点施策に次の 2 項目を追加し、大柱を 12 項目とする。

##### （追加項目）

「ＩＣＴの活用も含めた若年者への支援を進める」

「労働関係における自殺対策を進める」

\* 計画策定に伴い、「かながわ自殺総合対策指針」は廃止とする。

## 2 計画素案の概要

### 第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

### 第2章 計画策定の背景

- 1 自殺をめぐる現状と課題
  - (1) 自殺者数と自殺死亡率
  - (2) 性別・年代別に見た自殺者の傾向
  - (3) 原因・動機別に見た自殺者の傾向
  - (4) 自殺を取り巻く環境
  - (5) 課題
- 2 かながわ自殺総合対策指針（平成23年度～平成28年度）の分析・評価
  - (1) かながわ自殺総合対策指針の達成状況
  - (2) かながわ自殺総合対策指針の取組み状況

### 第3章 取組みの方向性

#### 1 計画の基本理念

##### (1) 基本理念

「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」を目指し、「孤立しない地域づくり」を進める。

##### (2) 基本的認識

「自殺はその多くが追い込まれた末の死」

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」

「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」

#### 2 計画の基本方針

##### (1) 施策の視点

世代別

- ア 若年者層
- イ 中高年層
- ウ 高齢者層

課題別

- ア 健康問題
- イ 経済・生活問題
- ウ 勤務問題
- エ 家庭・学校問題等

##### (2) 施策の方向性

- ・ 「社会的要因も踏まえ総合的に取り組む」
- ・ 「県民が主体となるよう取り組む」
- ・ 「事前予防、危機対応、事後対応に取り組む」
- ・ 「生きるために支援として取り組む」
- ・ 「あらゆる分野の関係者が連携して支える地域の実態に合わせて取り組む」
- ・ 「中長期的視点に立って、継続的に取り組む」

#### 3 全体目標

県は、平成30年度（平成28年数値）から平成34年度までの5年間で、自殺死亡

率（人口動態統計）を、15%以上減少させる。

#### 4 施策体系

##### 第4章 施策展開

- 1 地域の自殺の実態を分析する
- 2 自殺対策に関する普及啓発を推進する
- 3 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する
- 4 あらゆる場面において、心の健康づくりを進める
- 5 I C T の活用も含めた若年者への支援を進める
- 6 労働関係における自殺対策を進める
- 7 うつ病対策を進める
- 8 精神疾患等のハイリスク者対策を進める
- 9 社会的な取組み、環境整備を進める
- 10 自殺未遂者支援を進める
- 11 遺された人への支援を進める
- 12 関係機関・民間団体との連携強化

##### 第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値

##### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月	計画素案に対するパブリック・コメントを実施
～平成 30 年 1 月	
平成 30 年 2 月	自殺対策に係る府内会議の開催 かながわ自殺対策会議の開催
平成 30 年 2 月 3 月	第 1 回定例会厚生常任委員会に計画案を報告 計画の決定

##### <別添参考資料>

- ・参考資料 10 「かながわ自殺対策計画（仮称）」素案（平成 30 年度～平成 34 年度）

## XV 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」素案について

平成 26 年 6 月に施行された「アルコール健康障害対策基本法」において、都道府県にアルコール健康障害対策推進計画を策定することが規定されたことを受け、新たに計画を策定する必要があるため、今般、計画の素案を作成したので報告する。

### 1 計画の概要

#### (1) 策定の趣旨

本県のアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県アルコール健康障害対策推進計画であり、県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するための計画とする。

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画策定の考え方とポイント

不適切な飲酒は、本人の健康問題のみならず、その家族への深刻な影響や、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等、重大な社会問題の一因となる可能性がある。

そこで、県民が自らアルコールに関する理解を深め、アルコール健康障害に関する発生・進行・再発の各段階に応じた切れ目のない予防対策を、県として総合的に推進する。

### 2 計画素案の概要

#### 第 1 章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

#### 第 2 章 計画策定の背景（本県のアルコール健康障害をめぐる現状）

##### 1 飲酒者の状況

- (1) 生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の状況
- (2) 未成年、妊産婦の飲酒の状況

##### 2 アルコール依存症者の状況

- (1) アルコール依存症者の推計数
- (2) アルコール依存症による通院者、入院者の状況

##### 3 アルコール健康障害（依存症等）に関する相談状況

- (1) 精神保健福祉センターの相談状況
- (2) 保健所等の相談状況

#### 4 アルコール健康障害に関連して生じる諸問題の状況

- (1) 飲酒運転の状況
- (2) D V相談の状況
- (3) 児童虐待の相談状況
- (4) 自殺者の状況

### 第3章 取組みの方向性

#### 1 計画の基本理念

「アルコール健康障害の正しい理解とアルコール健康障害を有する者等への支援の充実を進め、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す」

#### 2 計画の基本方針

「飲酒に伴うリスクに関する県民の理解を高め、アルコール健康障害の発生を予防」

「アルコール健康障害に対応する切れ目のない支援体制の充実」

「アルコール健康障害に対応する社会復帰施設等に関する情報提供の推進」

#### 3 全体目標

「アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階に応じた切れ目のない取組みを、関係機関と連携し、総合的に進める。」

##### 重点目標 1

「飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防」

##### 重点目標 2

「アルコール健康障害に対応する相談支援体制や医療体制の充実」

##### 重点目標 3

「自助グループや回復施設等の社会復帰施設に関する情報提供の推進」

#### 4 施策体系

### 第4章 施策展開

#### 1 発生の予防

##### (1) 普及啓発の推進

- ・ 学校教育（青少年）への推進
- ・ 県民への推進

##### (2) 不適切な飲酒への対策

- ・ 未成年や妊娠婦に対する対策
- ・ 販売、提供への対策
- ・ 飲酒運転防止に係る対策

#### 2 進行の予防

##### (1) 健康診断及び保健指導

- ・ 特定健康診査・特定保健指導への支援
- ・ 適量飲酒のための取組み

##### (2) 相談支援体制の充実

- ・ 精神保健福祉相談等
- ・ 職域等における相談
- ・ 相談支援者に対する研修

- (3) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進
  - ・ アルコール専門医療等の充実
  - ・ 内科等身体科と精神科との医療連携の推進
- (4) 飲酒運転をしたもの等に対する対策
  - ・ 飲酒運転をしたものに対する対策
  - ・ 暴力の背景にアルコール関連問題がある場合の対策
  - ・ 虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策
  - ・ 自殺未遂の背景にアルコール関連問題がある場合の対策

### 3 再発の予防

- (1) 社会復帰の支援
  - ・ アルコール依存症に対する正しい知識の促進（社会復帰への理解）
  - ・ 就労、復職の支援（職域におけるアルコール依存症の特性や対応方法等の知識の普及）
- (2) 民間団体の活動支援
  - ・ 地域における自助グループや回復施設との連携
  - ・ 自助グループや回復施設の活動の周知

### 4 基盤整備

- (1) 人材育成（再掲）
- (2) 調査研究の推進

## 第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値等

### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月	計画素案に対するパブリック・コメントの実施
～平成 30 年 1 月	
平成 30 年 2 月	アルコール健康障害対策に係る庁内会議を開催 神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会の開催
平成 30 年 2 月 3 月	第 1 回定例会厚生常任委員会へ計画案を報告 計画の決定

### ＜別添参考資料＞

- ・参考資料 11 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」素案  
(平成 30 年度～平成 34 年度)

## XVI 「神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例」の廃止について

平成 6 年 3 月に制定した「神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例」について、条例を廃止したいので、報告する。

### 1 条例を廃止する条例案の概要

#### (1) 廃止の理由

神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付については、神奈川県が貸付を実施してきたが、国の制度改正に伴い平成 21 年度から貸付の実施主体が神奈川県社会福祉協議会となったため、現在は、この条例に基づく貸付は行っていない。

平成 29 年度中には、条例に基づく返還免除及び返還猶予の手続きは終了する見込みであり、今後は返還が完了していない債権の管理となるため、本条例を廃止する。

#### (2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

#### (3) 経過措置

条例を廃止する条例の附則により、廃止前の神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた介護福祉士及び社会福祉士修学資金であって、同日において返還が完了していない者の返還については、なお従前の例によるものとする。

#### (4) 他の条例への影響

住民基本台帳法施行条例：神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例の廃止に伴い、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する必要があるため。

### 2 今後のスケジュール

平成 30 年 2 月 第 1 回定例会に条例を廃止する条例案を提出

## XII 「神奈川県地域福祉支援計画」改定素案について

平成 27 年 3 月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画(平成 27 年度～平成 31 年度)」について、計画の改定時期を 2 年前倒しして、平成 30 年度を初年度とする計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

神奈川県地域福祉支援計画は、社会福祉法の改正により、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」その他の福祉に関する個別計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととなった。

今回、県としては、こうした地域福祉支援計画を改定するにあたり、福祉に関する個別計画と計画期間や見直し時期を合わせることで、計画間の整合性を図るとともに、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域づくり、いわゆる地域共生社会づくりを実現するために、「ともに生きる社会かながわ憲章」の内容も踏まえて改定する。

#### (2) 計画の位置付け

社会福祉法第 108 条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する。

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

地域共生社会の実現に向け、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を普及する観点から、施策体系「ひとづくり」の中柱として「『ともに生き、支え合う社会』の実現に向けた意識の醸成」を新たに位置づけ、高齢者、障がい者、子ども等すべての人々がお互いに尊重し合い、支え合うという地域住民の主体性に基づいて「他人事」ではなく「我が事」とする意識の醸成に取り組む。

##### イ 分野横断的な支援体制の構築

新たな支援体制として、「福祉」に限らず、「雇用」、「住まい」、「教育」など分野横断的な協議体を設ける。その中で、分野別、年齢別の縦割りの支援ではなく、当事者中心に横断的な「丸ごと」支援のできる人材の育成などについて検討する。

### 2 改定計画素案の概要

#### (1) 計画の概要

##### ア 計画改定の趣旨等

イ 「地域福祉」に関する県の考え方  
ウ 圈域の設定

(2) 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

- ア 人口・世帯構造の変化
- イ 高齢者の状況
- ウ 子どもを取り巻く状況
- エ 障がい者の状況
- オ 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
- カ 生活困窮者等の状況
- キ 地域における支え合いの状況
- ク 外国人数の増加
- ケ バリアフリーの街づくり
- コ 災害対策
- サ 地域福祉に関わる制度の主な動向

(3) 今後取り組むべき重点事項等への対応

- ア 地域福祉をめぐる課題
- イ 今後取り組むべき重点事項
  - (ア) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
  - (イ) 福祉介護人材の確保・定着対策の強化
  - (ウ) 地域住民等の参加による地域共生社会の推進
  - (エ) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進
  - (オ) 災害時における福祉的支援の充実
  - (カ) 市町村における包括的な支援体制の整備への支援
  - (キ) 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進
  - (ク) 生活困窮者等の自立支援
- ウ 計画における施策展開

(4) 施策の展開

- ア ひとづくり
  - (ア) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
    - a 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
    - b 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
  - (イ) 地域福祉の担い手の育成
    - a 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
    - b 地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。
    - c 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
  - (ウ) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
    - a 福祉介護人材を確保します。
    - b 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

c 福祉介護人材の定着を促進します。

#### イ 地域（まち）づくり

##### (ア) 地域における支え合いの推進

- a 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
- b NPO法人等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
- c 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。

##### (イ) バリアフリーの街づくりの推進

- a バリアフリーの街づくりを推進します。
- b 情報アクセシビリティの向上を図ります。

##### (ウ) 災害時における福祉的支援の充実

- a 災害時における福祉的支援の充実を図ります。

#### ウ しくみづくり

##### (ア) 福祉に関する生活上の課題への対応

- a 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。

- b 課題等を抱える当事者活動を支援します。

- c 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。

##### (イ) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守り、いきいきとした暮らしの支援

- a 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守る取組みを行います。

- b 高齢者、障がい者や児童等、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

##### (ウ) 生活困窮者等の自立支援

- a 生活困窮者等の自立を支援します。

- b 子どもの貧困対策を推進します。

- c 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

### (5) 計画の推進体制

#### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

～平成 30 年 1 月

平成 30 年 2 月 神奈川県社会福祉審議会において改定計画案審議

神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において改定計画案審議

第 1 回定期例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3 月 改定計画の決定

#### ＜別添参考資料＞

・参考資料 12 「神奈川県地域福祉支援計画」改定素案（平成 30 年度～平成 32 年度）

## XII 「かながわ高齢者保健福祉計画」改定素案について

平成 27 年 3 月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画(平成 27 年度～平成 29 年度)」について、計画期間が満了し、計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針及び国の基本指針（案）を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、平成 30 年度を初年度とする改定計画を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項に基づく法定計画である都道府県老人福祉計画及び介護保険法第 118 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3 年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組みを、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した次の計画などの関連する計画等と整合を保つ。
  - ア 医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画
  - イ 神奈川県保健医療計画（神奈川県地域医療構想を含む）
  - ウ 神奈川県医療費適正化計画
  - エ かながわ自殺対策計画（仮称）
  - オ 神奈川県高齢者居住安定確保計画
  - カ かながわ健康プラン 21
  - キ 神奈川県地域福祉支援計画
  - ク 神奈川県障がい福祉計画

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

（いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えた計画とする。）

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

##### ア 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えて、介護や支援を必要とする高齢者に対して包括的・継続的な支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、保健・医療・福祉等の関係機関や団体等とのネットワークの構築を図る。

- ・ 計画作成・見直しのサイクルが一致することとなる神奈川県保健医療計画との整合性を確保するとともに、心身の状態に即した適切なサービスを切れ目なく行うために、医療と介護の連携を強化する。

**イ 認知症の人々にやさしい地域づくり**

- ・ 2025年には認知症の人が高齢者の約5人に1人になると予測されており、認知症高齢者等への対応が喫緊の課題となっているため、新たな柱として独立させ、若年性認知症施策の強化等、新オレンジプランに基づき、本人や家族の視点を重視した取組を推進する。

**ウ 市町村の介護予防、重度化防止の取組への支援**

- ・ 平成29年の介護保険法の改正により、すべての市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組むことが制度化されたことから、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を促進するため、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析や、地域包括ケアを担う人材の育成等、市町村への支援を行う。

## 2 改定計画案の概要

### 第1章 計画の基本目標等

#### I 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の基本目標  
「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現
- 4 計画で取り組む事項
  - (1) 2025年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進
  - (2) 認知症の人や家族等に対する総合的な認知症対策の推進
  - (3) 安心して暮らせるまちづくり
  - (4) 健康寿命の延伸を目指した高齢者の健康づくり
  - (5) 人生100歳時代における高齢者の社会参画の推進
  - (6) 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
- 5 圏域の設定

#### II 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- 1 総人口の推移（人口減少時代へ）
- 2 高齢者の急速な増加
- 3 高齢者のいる世帯数の増加
- 4 介護保険の状況
  - (1) 要支援・要介護認定者の増加
  - (2) 介護サービス利用者の増加
  - (3) 介護給付費の増加
  - (4) 介護サービス事業所の増加
  - (5) 介護人材の需要推計と供給推計（介護人材の不足）
- 5 高齢者の住環境
- 6 高齢者向け住まいの増加
- 7 高齢者の健康
  - (1) 元気な高齢者
  - (2) 高齢者の健康度

- 8 高齢者の社会参画活動状況（全国の状況）
  - 9 高齢者の就業の状況（全国の状況）
  - 10 高齢者の所得の状況（全国の状況）
  - 11 高齢者虐待の状況
  - 12 高齢者の交通事故の状況
  - 13 地域包括支援センターの設置状況
- III 高齢者をめぐる課題等への対応

## 第2章 施策の展開

### I 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
  - (1) 地域包括支援センターの機能強化
  - (2) 医療と介護の連携の強化
  - (3) 地域での支え合いの推進
  - (4) NPO・ボランティア等との協働
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
  - (1) 高齢者虐待防止対策の推進
  - (2) 権利擁護のしくみの充実
- 3 認知症の人にやさしい地域づくり
  - (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進
  - (2) 容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
  - (3) 若年性認知症施策の強化
  - (4) 認知症の人の介護者への支援
  - (5) 認知症の人を見守る取組の推進
- 4 安全・安心な地域づくり
  - (1) 地域における見守り体制の充実
  - (2) バリアフリーの街づくりの推進
  - (3) 多様な住まいの確保
  - (4) 魅力的なまちづくり
  - (5) 事故や犯罪被害などの防止
  - (6) 災害時の要配慮者への支援の推進

### II いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 介護予防と健康づくりの推進
  - (1) 地域の多様な主体による介護予防の推進
  - (2) 健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組
- 2 社会参画の推進
  - (1) 地域共生社会の実現に向けた活動への支援
  - (2) 就業に対する支援
- 3 生涯学習・生涯スポーツの推進
  - (1) 生涯学習・生涯スポーツへの支援
  - (2) 活動・交流の場の提供

### III 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
  - (1) 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営
  - (2) 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

- 2 人材の養成、確保と資質の向上
    - (1) 保健・医療・福祉の人材の養成
    - (2) 保健・医療・福祉の人材の確保・定着対策の充実
    - (3) 保健・医療・福祉の人材の資質の向上
  - 3 サービス提供基盤の整備
    - (1) 介護保険施設等の整備
    - (2) 施設におけるサービスの質の向上
- IV 市町村が行う取組の支援施策及び目標値
- 1 介護予防や重度化防止の取組の支援
    - (1) データを活用した地域分析支援
    - (2) 介護予防・重度化防止の支援
    - (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援
  - 2 介護保険給付適正化の取組への支援

### 第3章 計画の推進体制

#### 計画の目標値等

- 3 今後のスケジュール
  - 平成29年12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
  - ～平成30年1月
  - 平成30年2月 社会福祉審議会において改定計画案審議  
かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において  
改定計画案審議  
第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
  - 3月 改定計画の決定

#### <別添参考資料>

- ・参考資料13 「かながわ高齢者保健福祉計画」計画素案（平成30年度～平成32年度）

## Ⅹ 特別養護老人ホームの従来型居室の定員に係る基準について

平成 25 年 4 月 1 日から施行した特別養護老人ホームの設備、運営等の基準を定めた条例及び条例施行規則(※)において、居室の定員を原則 1 人(個室)とするところ、平成 29 年度末までの経過措置として入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することができると認められる施設整備については、条件付きで 4 人(多床室)まで認めてきた。

今般、社会福祉審議会の意見等を踏まえ、この経過措置を平成 32 年度末まで延長することについて報告する。

(※) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び同条例施行規則並びに「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び同条例施行規則

### 1 これまでの経過

- 平成 25 年 4 月 条例及び条例施行規則を施行  
(平成 26 年度末まで経過措置設定)  
平成 27 年 4 月 条例施行規則の附則を改正  
(平成 29 年度末まで経過措置延長)

### 2 現状と課題

#### (1) 現状(特別養護老人ホーム整備状況)

平成 29 年 10 月現在 10,594 床(うちユニット型個室+従来型個室 5,467 床(51.6%))

【参考】平成 25 年 4 月現在 8,551 床(うちユニット型個室+従来型個室 3,552 床(41.5%))

※政令指定都市及び中核市を除く県所管域

#### (2) 課題

##### ア プライバシーの確保等への取組みが必要

従来型多床室においては、プライバシーが十分確保できないほか、家族や知人などの来訪に配慮することができない。

##### イ 低所得者の入所への配慮が必要

ユニット型などの個室は、居住費の負担が大きく低所得者の年収では支払うことが困難な場合がある。

##### ウ 入所希望者等のニーズへの対応が必要

ユニット型の施設に比べ、従来型多床室への入所を希望する者が多い。また、県域自治体から従来型多床室への入所を希望する者の需要にも応えるため、経過措置延長の要望がある。

### 3 これまでの県の取組み

#### (1) ユニット型を中心とした弾力的な施設整備

施設を新設する場合は、原則としてプライバシーに配慮したユニット型の施設とすることとし、平成 25 年度から現在までに開設した 25 施設の全てがユニット型の施設であるが、そのうち、3 施設は、地域のニーズを踏まえ従来型多床室を合築している。

#### (2) 多床室におけるプライバシー確保の推進

平成 27 年度から国の基金を活用して、既存施設の多床室におけるプライバシー保護のため、居室の改修整備を進めている。

#### 4 社会福祉審議会の主な意見（平成 29 年 11 月 9 日）

- ・ 従来型多床室への入所を希望している者が多いというが、必ずしも本人の希望ではないことに留意が必要。
- ・ 低所得者であっても特別養護老人ホームに入所できるように、多床室も含めた弾力的な整備が必要。
- ・ 従来型多床室であっても、今後個室化が可能であったり、プライバシー保護の改修を進めていることは評価できる。
- ・ 経過措置については延長の方向で良い。

#### 5 検討結果

特別養護老人ホームの整備にあたっては、引き続き、居室定員を 1 人（特別な事情がある場合は 2 人）とすることを原則とする。

ただし、現状の課題等を踏まえ、条例施行規則附則に規定している経過措置を、次期（第 7 期）かながわ高齢者保健福祉計画の終期である平成 33 年 3 月 31 日まで延長する。

#### 6 今後のスケジュール

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 平成 29 年 12 月 | 条例施行規則改正案に対するパブリック・コメントを実施   |
| ～平成 30 年 1 月 |                              |
| 平成 30 年 2 月  | 社会福祉審議会に条例施行規則改正案を報告         |
|              | 第 1 回定例会厚生常任委員会に条例施行規則改正案を報告 |
| 4 月          | 改正条例施行規則を施行                  |

## XX 「神奈川県障がい福祉計画」改定素案について

平成 27 年 3 月に策定した「神奈川県障がい福祉計画(平成 27 年度～平成 29 年度)」について、計画期間が満了し、新たに計画を策定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### 1 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

国が示す「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定、「津久井やまゆり園再生基本構想」の策定等を踏まえ、平成 30 年度を初年度とする改定計画を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害児福祉計画を一体として策定するものであり、各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画とする。

#### (3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 計画改定の考え方とポイント

ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及や津久井やまゆり園の再生を踏まえた今後の県の取組みを計画に反映させる。

### 2 改定計画素案の概要

#### (1) 基本的理念等

ア 法令の根拠

イ 趣旨及び経過

ウ 目的

エ 基本理念と基本方針

(ア) 基本理念 「ひとりひとりを大切にする」

(イ) 基本方針 「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

(ウ) 基本的な視点

　a 地域生活に向けて

　b 地域生活を支えるサービスの充実

　c 障がい特性等に配慮した支援

　d 障がい保健福祉圏域レベルでの支援

- e 障がいを理由とする差別の解消等の推進
- f 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念普及

#### オ 津久井やまゆり園の再生

- (ア) 利用者の意思決定支援
- (イ) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保
- (ウ) 利用者の地域生活移行の促進

#### (2) 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み

##### ア 利用者の意思決定支援

- ・ 厚生労働省のガイドラインに基づく意思決定支援や相談支援体制の充実
- ・ 家族・施設職員等へ意思決定支援の意義や内容について積極的な啓発

##### イ 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

- ・ 津久井やまゆり園のすべての利用者の居室数確保を前提とし、複数の生活の場の選択肢を用意
- ・ 県立入所施設には専門性の高い入所支援機能と地域生活を支える機能を整備
- ・ 県所管域における新たな拠点施設の整備について検討

##### ウ 障がい者の地域生活移行

- ・ 重度障がい者も受け入れ可能なグループホームの施設整備・運営への支援、人材養成
- ・ グループホームに対する指導・助言の仕組みづくりや体験利用の促進

##### エ 津久井やまゆり園再生に向けた取組みの進捗について助言を行う組織

- ・ 神奈川県障害者施策審議会を活用

#### (3) 平成 32 年度の成果目標の設定

##### ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数 4,898 人のうち 473 人 (10%) が地域生活へ移行することを目指す等。

##### イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を各保健福祉事務所・同センター及び市保健所に、平成 32 年度までに 11 か所設置する等。

##### ウ 地域生活支援拠点等の整備

各市町村の個別の状況に応じ、十分なサービスを提供するため、市町村において地域生活支援拠点等を整備する。

##### エ 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

平成 32 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数を 1,778 人 (平成 28 年度実績の 1.6 倍) にすることを目指す等。

##### オ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び市町村において、関係機関による協議の場を設置する。

#### (4) 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定

#### (5) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策

##### ア 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援

**の種類ごとの必要な量の見込み**

- (ア) 訪問系サービス
- (イ) 日中活動系サービス
- (ウ) 居住系サービス
- (エ) 指定計画相談支援

**イ 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み**

- (ア) 障害児通所支援
- (イ) 障害児相談支援
- (ウ) 障害児入所支援

**ウ 指定障害福祉サービス・指定通所支援等の種類の見込量の確保の方策**

- (ア) 指定障害福祉サービスの利用動向
- (イ) 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備

**(6) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数**

- ア 指定障害者支援施設
- イ 指定障害児入所施設等

**(7) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置**

- ア サービス提供に係る人材の確保・育成
- イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査
- ウ 障がい者等の権利擁護の推進
- エ 障がい者等に対する虐待の防止
- オ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

**(8) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項**

- ア 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方
  - (ア) 「かながわ障害者計画」の理念の具体化
  - (イ) 施策推進の方向
  - (ウ) 市町村の地域生活支援事業との役割分担

**イ 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み**

- (ア) 専門性の高い相談支援事業
- (イ) 広域的な支援事業
- (ウ) サービス・相談支援者、指導者育成事業
- (エ) その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

**ウ 各事業の見込量の確保の方策**

**(9) 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期**

- ア 障がい福祉計画の期間
- イ 見直しの時期

**(10) 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価**

**(11) 障がい保健福祉圏域ごとの計画の目標値等**

### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～平成 30 年 1 月  
平成 30 年 2 月 神奈川県障害者施策審議会において改定計画案審議  
第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告  
3 月 改定計画の決定

### <別添参考資料>

- ・参考資料 14 「神奈川県障がい福祉計画」改定素案（平成 30 年度～平成 32 年度）

## XXI 県立障害者支援施設指定管理者の決算状況の分析について

県立障害者支援施設の指定管理を受託している社会福祉法人かながわ共同会（以下「共同会」という。）の決算状況について、決算特別委員会での質疑を踏まえ、現在、分析を行っているところであり、その途中経過について報告する。

### 1 決算特別委員会における質疑等

平成 28 年度末の共同会の純資産が約 40 億円であることについて、先の決算特別委員会での質疑を受け、県として、その形成過程等を検証することとした。

### 2 決算状況の分析

#### (1) 純資産の状況

共同会は、指定管理施設の管理運営のほかに自主事業を行っている。平成 28 年度の共同会の会計は、法人本部、指定管理施設（秦野精華園、厚木精華園、愛名やまゆり園、津久井やまゆり園）及び自主事業に区分されており、純資産は各会計において積立金や次期繰越活動増減差額として計上されている。

【平成 28 年度末の共同会の純資産】

(単位：円)

		法人本部	指定管理施設	自主事業	合計
基本金		1,000,000	0	0	1,000,000
国庫補助金等特別積立金			12,175,111	45,070,729	57,245,840
積立金	人件費積立金	397,928,000	0	0	397,928,000
	修繕積立金		125,200,000	11,000,000	136,200,000
	備品等購入積立金	25,500,000	174,406,000	94,390,000	294,296,000
	施設整備等積立金	1,261,441,000	0	16,000,000	1,277,441,000
	工賃変動積立金		4,300,000	0	4,300,000
次期繰越活動増減差額		46,000,951	1,134,297,344	721,622,943	1,901,921,238
純資産の部合計		1,731,869,951	1,450,378,455	888,083,672	4,070,332,078

#### (2) 検証のポイント

純資産は毎年度の収入と支出の差額（収支差額）から生じる。そこで、純資産の形成過程の検証にあたっては、収入及び支出の内容とその経年推移、並びに大幅な増減があればその理由、他会計への繰出金の状況、積立金の使途といった視点から分析を行う。

現在、共同会の平成 17 年度から 28 年度までの決算資料を基に、データ整理を行っており、今後、上記の視点に基づき分析を行っていく。

### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 11 月

～平成 30 年 2 月 平成 17 年度以降の共同会の収支の分析

3 月 分析の状況について厚生常任委員会に報告

## XXII ともに生きる社会かながわの実現に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章の理念普及をめざして、平成29年10月21日（土）、22日（日）に予定していた「みんなあつまれ 2017」の開催結果や、実行委員会で議論された「みんなあつまれ 2017」の今後の方向性等について報告する。

### 1 企画内容

障がい者への偏見や差別的思考を排除していくため、これまで障がい者との接点が少なかった人にも参加を促し、「ともに生きる社会かながわ憲章（以下、憲章という）」の理念をみんなが体感して、お互いの理解につながる体験を共有していただけるようなイベントを開催する。

開催日：平成29年10月21日（土）、22日（日）  
会場：赤レンガ倉庫二棟間広場及び赤レンガパーク  
主催：みんなあつまれ2017実行委員会  
後援：神奈川県／横浜市／川崎市／相模原市／神奈川県市長会／  
神奈川県町村会

開催内容：

開催日	内 容	時間（予定）
10月21日（土）	みんなあつまれ広場（出店プロジェクト）	10時－17時
	みんなあつまれ2017 MUSIC LIVE	11時－20時
10月22日（日）	スポーツでみんなあつまれ！	10時－17時
	アートでみんなあつまれ！	10時－17時
	みんなあつまれ広場（出店プロジェクト）	10時－19時

### 2 主なプログラム

#### (1) みんなあつまれ広場（出店プロジェクト）

障がい福祉サービス事業所が、イベントに出店することを通じて日頃の活動や商品をPRするプロジェクトで、イベントに向けて横浜の有名ホテルの総料理長や中小企業診断士など専門家のアドバイスを受けながら準備したメニューを販売する。

<出店事業所>

日程	販売メニュー	出店事業所
10月21日（土）	マグロかつバーガー 手打ちそば シフォンケーキ等 ごぼうチョコケーキ等	就労・生活サポートセンター三浦 コペルタ貴志園 まどか工房 ごぼうハウス都筑
10月22日（日）	あかもくバクダン丼 横須賀海軍カレー等 鉄板ピザ等 みかんパン 等	フードプランニング あすなろ学苑 共働舎 しんわルネッサンス/サンメッセしんわ

#### (2) みんなあつまれ2017 MUSIC LIVE

様々なアーティストによる、入場無料のミュージックライブを開催する。

ミュージックライブのステージでは、同じ体験の共有を通じて「ともに生きる」に共感する企画として、実行委員会における提案によりクレイ総合プロデューサーが書き下ろしたイベントテーマソング「SO LIFE GOES ON」を、出演者も来場者も、障がいのある人も含めみんなで一緒に歌い踊る「みんなあつまれテーマソングダンスタイム」を実施する。

また、聴覚障がい者も音楽を楽しむことができるよう、音を振動に変える“体感音響システム”をパイオニア㈱の提供により設置する。

<出演アーティスト>

伊東歌詞太郎/クレイ勇輝/Skoop On Somebody/TEE/ビッケブランカ/FIRE BALL/FUKI/PUSHIM/HOME GROWN/BOYS AND MEN 研究生/MACO/MOROHA/モン吉/LUCKY TAPES

(3) スポーツでみんなあつまれ!

来場者が気軽に参加して楽しめる、スポーツ体験コーナーを設置する。

<体験プログラム>

時間	プログラム	提供
10:00～11:30	・小学生車いすバスケット体験 ・車いす乗車体験	京浜急行電鉄(株)
12:00～12:30	パラアイスホッケー 銀メダリスト 上原大祐氏講演会	日本電気(株)
13:00～14:30	ウィルチェアラグビー体験会	ウィルチェアラグビーチームBLITZ
15:00～16:30	ボッチャ体験会	日本電気(株)

<常設プログラム>

時間	プログラム	提供
10:00～17:00	キックターゲット、ふわふわ	横浜マリノス(株)
10:00～17:00	空育JAL折り紙ヒコーキ教室	日本航空(株)

(4) アートでみんなあつまれ!

アート作家による展示や、作家と一緒に体験できるワークショップコーナーを設置する。

出展者	出展内容	ワークショップ
門 秀彦	「みんなあつまれ2017」のロゴをデザインした門秀彦氏（デザイナー）によるライブペインティングとらくがきダンボールを使ったワークショップ	らくがきダンボール
アール・ド・ヴィーヴル	障がいのある人ひとりひとりの個性が光る仕事を生み出し、社会へつなげる働きかけを行っている“アール・ド・ヴィーヴル”による作品展示とワークショップ	大きな帆布にみんなで絵を描き、大きな作品を作る
studio FLAT	障がいのあるなしに関わらず、作品の魅力そのものをFLATに感じてもらいたいとの思いで活動する“studio FLAT”による作品展示とワークショップ	・リクエストで動物を描く ・工場画ライブペイント
ひらつか障がい者福祉ショップありがとう	個性あふれる製品づくりから生まれた「アート×ハート」の展示とワークショップ	・裂き織り体験 ・クラフト体験

### (5) ともに生きる展示

協賛企業などの「ともに生きる」に関する取組事例紹介の展示等を実施する。

#### <ブース等出展>

出展者名	内容
工藤建設㈱	障がい者雇用の取組みについて、介護施設清掃スタッフ、社内事務処理など障がい者部門の業務を紹介する展示を実施
㈱セールスフォース・ドットコム	社会貢献活動の一つとして実施している、家族連れ・子どもを対象にしたプログラミングの楽しさを体験する教育プログラムを実施
横浜マリノス㈱	車椅子サッカーシュミレーション、知的障がい者サッカーチームを紹介する展示を実施
日産自動車㈱	車椅子のまま乗れる福祉車両の展示
横浜トヨペット㈱	福祉車両2台の展示
パイオニア㈱	聴覚障がいのある方もMUSIC LIVEで音楽を楽しむことができる体感音響システムを設置

#### <パネル展示>

出展者名	内容
J A グループ神奈川	社会貢献活動として行っている介助犬の育成事業の紹介
㈱ドコモCS	シンボル選手の紹介
花王㈱	ユニバーサルデザインの取組みの紹介
湘南ステーションビル㈱	ステーションビル「ラスカ」での社会福祉活動の取組みの紹介
東京建物㈱	障がい者スポーツ支援の取組みの紹介
N T T アドバンスステクノロジ㈱	バリアフリーマップ作りへの協力、所属パラスポーツ選手の紹介
ナイス㈱	健康寿命を延ばし、環境にもやさしい住宅作りの取組みの紹介
㈱ルミネ	地域事業の活性化などの社会貢献活動の取組みの紹介
㈱横浜銀行	バリアフリーの取組みの紹介
㈱湘南なぎさパーク	障がいのある方も安心してヨット体験ができる活動の紹介

#### <みんなあつまれ広場・企業展示>

出展者名	内容
森永乳業㈱	低出生体重児向けのビフィズス菌無償提供活動など、ビフィズス菌事業の紹介
日本生命(相互)	血管年齢測定などの健康状態の確認コーナーや、ライフプランの相談コーナーを実施

### 3 実施結果

#### (1) 10月21日(土) 10時00分～17時00分

みんなあつまれ広場において、出店プロジェクトによる飲食販売及び協賛企業2社によるブース出展を実施した。(同時開催の東京湾大感謝祭への出展)

<来場者数>

ブース名	人数
出店プロジェクト	755名
企業出展ブース	215名
合計	970名

※東京湾大感謝祭の来場者は、約 25,000

<販売状況>

事業所	当日の売上額	日常的な売上状況
A事業所	55,600円	約5,000～10,000円
B事業所	39,000円	約10,000円
C事業所	60,800円	約7,000円
D事業所	17,650円	約10,000円～15,000円
合計	173,050円	

(2) 10月22日(日)

台風21号に伴う荒天のため開催を中止した。

#### 4 開催までの取組み状況

(1) 実行委員会の開催

実行委員会は、平成28年度に2回、平成29年度に4回開催し、イベントの正式名称、開催日、企画内容、若者世代・障がい当事者の参加、雨天・荒天時の対応などについて検討し、決定の上、イベント実施に取り組んだ。

(2) イベント名称の決定

正式名称の検討については、高校生や特別支援学校高等部生徒の意見を参考に、平成29年3月29日に、実行委員会として「みんなあつまれ 2017」に名称を決定し、公表した。

(3) みんなあつまれ広場（出店プロジェクト）

5月末から障がい福祉サービス事業所を対象に出店者を募集し、8事業所が参加。3回の検討会及び試食会を通じて、アドバイザーから、調理方法、見栄え、販売方法、衛生面など様々な観点からの的確なアドバイスを受け、各事業所は、様々な工夫を凝らして出店の準備に取り組んだ。

プロジェクトの実施費用については、インターネットを通じて支援を募集するクラウドファンディングを行い、計159万余円の支援金を得た。

プロジェクトの進捗状況については、クラウドファンディングの募集ページを通じて発信を行った。

(4) バリアフリーマップの作成

来場者の利便向上やバリアフリー対策を図るため、近隣の5駅（日本大通り駅、馬車道駅、みなとみらい駅、関内駅、桜木町駅）とイベント会場の間のバリアフリーマップを作成した。

バリアフリーマップ作成には、協賛企業であるNTTアドバンステクノロジ株からウェブを利用したマップシステムの無償提供を受け、障がい当事者を含む約20名の

ボランティアが参加して、5チームに分かれて車椅子を使って会場までの道のりを検証するなど、バリアフリーの状況を実際に確認した。

#### (5) 音楽ステージでのテーマソングによる体験の共有

テーマソングのPR動画には、障がい者も含め、趣旨に賛同した200名以上が出演した。

PR動画は、ホームページやユーチューブを通じて配信し、再生回数は約40万回に上った。

また、当日の音楽ステージで、ともに生きることに共感するための企画の実施に向けて、9月から10月にかけて、県内の高校や特別支援学校、市町村主催のイベント会場などで振付け練習会を開催して、憲章の普及と併せて、イベントPRを実施した。

#### (6) 企業・団体等の協賛金等の状況

当初の総事業費8,000万円のうち、協賛金・寄付目標額を6,000万円としていたが、平成29年7月18日に開催された第3回実行委員会において、イベントの企画内容と総事業費見直しが了承され、協賛金・寄附金の目標額を3,000万円とし、総事業費を県からの負担金2,000万円と合せて5,000万円とした。

平成29年10月20日時点の協賛金・寄附金額は、3,624万余円。

また、日本電気㈱の「ボッチャ体験会」、京浜急行電鉄㈱の「車いすバスケ体験」などプログラム提供、東日本旅客鉄道㈱横浜支社や小田急電鉄㈱、横浜高速鉄道㈱、㈱ディー・エヌ・エーなどの広報協力があった（約900万円相当と換算）。

### 5 イベントの成果及び課題

台風21号に伴う荒天のため、10月22日（日）の企画は中止としたが、開催に至るまでのプロセスや21日（土）の実施結果により、その成果と課題を整理すると、次のとおりである。

#### (1) 成果

ア 出店プロジェクトでは、（公社）全日本司厨士協会関東総合地方本部神奈川県本部など多くの方々の協力を得て、飲食メニューや販売方法の改良に取り組んだ。当日に向けた試食会やイベント当日などを通じて、障がい福祉サービス事業所が大きなイベントに出店できたことについて、利用者の自信や誇りにつながったとの意見が寄せられた。

イ 出店プロジェクトやPR動画への出演、テーマソング動画の振付け練習会など、これまでのプロセスで、障がい当事者も含め、企業や団体など多くの方々が一体となってイベントに向けた気運の醸成を図る中で、ともに生きる社会の体験を実現できた。

ウ 協賛金や寄附金の協力を依頼する際に、イベントの趣旨や憲章策定の経緯について丁寧に説明してきたことで、趣旨への賛同を広げることができた。

また、パラスポーツ体験プログラム、バリアフリーマップシステム、体感音響システムなどを企業等から無償で提供していただくことができ、イベントの企画自体を一緒に作り上げることができた。

#### (2) 課題

ア 憲章の策定を受け、イベントの開催を決定し、企画の検討に取り組んだが、実行委員会の立ち上げや検討に時間を要し、イベント内容の公表が予定よりも遅れ十分

な周知期間を確保できないなどの課題が生じたことから、計画的な事業実施に向けて取り組む必要がある。

- イ 個々の企画や開催までのプロセスで、引き続き、障がい当事者や地域で支援に取り組む団体の参加を促進する必要がある。
- ウ 開催に至るプロセスを通じ、PR動画などを活用して、多くの人の賛同とイベントの気運の醸成に努めたが、憲章の理念の普及というイベントの趣旨や内容を丁寧に広めるためには、市町村とも連携して地域への働きかけを、さらに行っていく必要がある。
- エ 当初 6,000 万円を目標としていた協賛金・寄附金については、企業等への協力依頼の時期が遅れたことなどにより、検討途中で事業規模の見直しを行うこととなつたことから、適正な規模を見込む必要がある。

## 6 今後の方向性

### (1) 延期開催について

- ア 平成 29 年 11 月 21 日に開催された第 7 回実行委員会において、企業や団体から趣旨に賛同して、協賛金や寄附金をいただいた経緯等を踏まえ、3 月に同趣旨のイベントを延期開催することが決定された。
- イ 延期開催の日程、会場及び実施内容については、第 8 回実行委員会において、次の方針を決定した。
  - ・開催日程は、3 月 17 日（土）、3 月 18 日（日）の 2 日間とする。
  - ・会場は赤レンガ倉庫イベント広場とし、雨天や防寒など天候対策を講じる。
  - ・障がい当事者が参加する企画の充実を図るために、市町村や団体等とも連携し、スポーツやアートなどの新たな出展者を募集していく。
  - ・出店プロジェクトに参加しながら、中止により出店できなかつた障がい福祉サービス事業所が、飲食提供でイベントに参加できる機会を確保する。
  - ・特別支援学校や福祉施設、学校、県内のイベント会場などで、引き続き、テーマソングの振付練習会を行い、音楽ステージで共感を呼ぶ企画に、さらに多くの人の来場を呼びかけていく。
  - ・事業費は、10 月開催残額と興行中止保険金を合計した約 3,240 万円を基本とするが、このほかに、引き続き、企業や団体にパラスポーツ体験などの無償協力を求めて企画内容の充実を図る。
  - ・延期開催にあたっての予算については、第 7 回実行委員会で示した案から、音楽ステージの費用を縮減して、スポーツ、アートなどの費用や、事前広報費用を充実するとともに、全体運営費用を計上する見直しを行う。

（千円）

費目	予算額
全体管理・運営費用	6,010
音楽ステージ開催費	20,866
スポーツ・アート・飲食・企業展示	2,875
広報・普及啓発費	2,000
実行委員会運営費	649
支出合計	32,400

### (2) 平成 30 年度の方向性（案）について

5 で整理した成果と課題等を踏まえ、実行委員会の事務局として、平成 30 年度のイベント開催にあたっての方向性を次のとおり整理し、実行委員会に提案していく。

#### ア 早期の企画内容の検討開始

今年度は、企画の検討などに多くの時間を要したことから、イベント内容の公表が予定よりも遅れ、十分な周知期間を確保することができないなどの課題が生じた。

そこで、企画内容の検討を早期に開始することにより、早期に企画をまとめ、適切な時期に企画内容を公表したうえで、広報や周知に時間をかけ、多くの方の賛同を得て来場していただけるよう改善を図っていく。

#### イ 活躍する障がい当事者の参加促進

イベント開催にあたり、障がい当事者やその支援者の参加が求められていることから、企画段階からの参加も求めながら、地域で活躍する障がい当事者やその支援者などの活動を広く紹介するような企画の充実を図っていく。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に楽しむことで「ともに生きる」ことへの共感を呼べるような企画について、さらに充実を図っていく。

#### ウ 市町村・団体等との連携

憲章の理念の普及を図っていくためには、イベントを一過性に終わらせることなく、継続的に取組むことが求められていることや、継続的な取組みを進めるにあたっては、市町村や団体などとさらに連携を図っていくべきとの指摘を踏まえ、市町村や団体、県、民間などが主催する各種イベント等との連携を図りながら、年間を通じた取組みを進め、普及効果を高めていく。

## XXIII 津久井やまゆり園の再生について

津久井やまゆり園の再生について、現在の取組状況を報告する。

### 1 津久井やまゆり園再生基本構想の策定

平成29年8月24日、県として「津久井やまゆり園再生基本構想（案）」を取りまとめ、家族・地域住民・障がい者団体等を対象とした説明会を開催、第3回定例会（9月）での審議を経て、10月14日に「津久井やまゆり園再生基本構想」を策定した。

### 2 津久井やまゆり園再生基本構想の概要

#### (1) 利用者の意思決定支援

- 津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場の選択については、利用者一人ひとりの意思を尊重すべきである。
- その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」に基づき、丁寧に、かつ、適切な手続きにより、利用者の意思決定支援に取り組む。

#### (2) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

##### ア 生活の場の確保

- 津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。
- その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。
- これまで利用者が生活していた千木良地域における入所施設に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域における入所施設の整備を進めるほか、既存の他の県立障害者支援施設においても、利用者の生活の場を確保する。

区分	地域	利用者の受け皿	短期入所	合計
新設	千木良	120人	12人	132人
	芹が谷			
既存の県立障害者支援施設		10人	—	10人
合計		130人	12人	

##### イ 整備の方法・入所定員

- 施設整備に当たっては、設計段階においては、千木良地域及び芹が谷地域いずれについても、意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する。
- そして、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、千木良地域及び芹が谷地域それぞれの入所定員を設定し、建築工事を行うことを探討する。こうした方法により、利用者の希望が可能な限り実現できるよう配慮する。
- それぞれの定員については、意思決定支援のヒアリング開始から概ね2年程度を経過した時点で判断する。

##### ウ 施設の機能

医療的ケアや強度行動障害へのケアなど専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能の充実強化を図る。

### (3) 利用者の地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組む。

## 3 津久井やまゆり園再生基本構想（案）からの主な変更点

8月24日に取りまとめた、津久井やまゆり園再生基本構想（案）からの主な変更点は次のとおり。

- ・ 意思決定支援における、意思決定支援アドバイザーの位置付けについて、第三者性・専門性の立場を明らかにした。[障がい者団体、議会からの意見を反映]
- ・ 現指定管理期間である平成36年度までは、千木良・芹が谷地域の施設とともに、社会福祉法人かながわ共同会を指定管理者とする方向で調整することを追記した。[家族会からの意見を反映]
- ・ 生活環境について、食生活や健康的な生活の充実に向けた支援に取り組むことを追記した。[家族会からの意見を反映]

## 4 再生に向けた取組み

### (1) 千木良地域における施設整備

平成29年度11月補正予算案として、千木良地域における施設整備の設計費について、債務負担行為を設定。

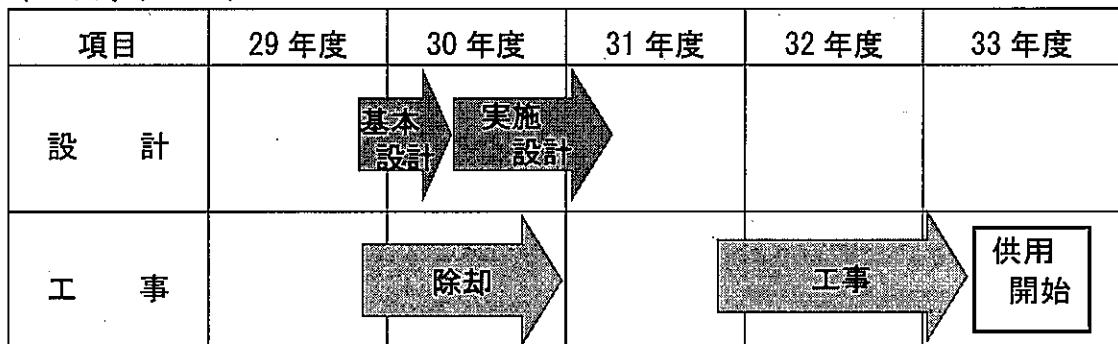
期 間 平成29年度～平成31年度

限 度 額 2億1,300万円

#### ア 施設整備の考え方

基本的考え方	○ 芹が谷地域(横浜市港南区)での施設整備と合わせて132人分の居室を確保。 ○ 定員88人(11人×8ユニット)として設計。(意思決定支援の状況により規模が縮小する場合は、設計変更により対応)
管理運営	指定管理
整備内容	新築対象：居住棟、渡り廊下 改修対象：管理棟、厨房棟、体育館、プール

#### イ スケジュール



(2) 意思決定支援の進捗状況

平成29年4月 ～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当者説明会の開催（4月）</li> <li>・意思決定支援チーム（相談支援専門員、津久井やまゆり園職員、市町村担当者、県担当者）を対象とした研修を実施（4月、8月）</li> <li>・家族会での説明会（5月）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族からの質問や意見に対応する相談窓口「意思決定支援ホットライン」を共生社会推進課に開設</li> <li>・利用者の自治会に参加、意思決定支援について説明（利用者21名程度参加）</li> <li>・津久井やまゆり園職員による利用者の日常生活の状況の整理を開始</li> <li>・利用者、家族等からのヒアリングを開始</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援チームと意思決定支援専門アドバイザーによる打合せを実施</li> </ul>
11月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームや他施設の体験利用の開始</li> </ul>
12月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援検討会議を開催</li> </ul>

<別添参考資料>

- ・参考資料15 津久井やまゆり園再生基本構想

## XXV 住宅宿泊事業法への対応について

平成 29 年 6 月 16 日に公布された住宅宿泊事業法では、年間 180 日を上限として民泊サービス（住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの）の提供が可能となるが、地域の実情により生活環境の悪化を防止する必要がある場合は、条例により区域を定めて期間を制限することが可能とされている。同法の施行に向けた本県の取組状況について報告する。

### 1 住宅宿泊事業法の概要

#### (1) 目的

住宅宿泊事業の適正な運営を確保しつつ、観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与する。

#### (2) 制度概要

- ア 住宅宿泊事業者に係る届出制度の創設（都道府県への届出）
- イ 住宅宿泊管理業者に係る登録制度の創設（国土交通大臣の登録）
- ウ 住宅宿泊仲介業者に係る登録制度の創設（観光庁長官の登録）

#### エ 住宅宿泊事業の制限

- ・ 民泊サービスの提供は年間 180 日を上限とする。
- ・ 生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて民泊サービスを提供する期間を制限することができる。

なお、政令市、中核市及び保健所政令市（以下「保健所設置市」という。）の長が都道府県知事の事務を処理する場合には、当該保健所設置市も条例により住宅宿泊事業を制限することができる。

#### オ 住宅宿泊事業者の義務

- ・ 民泊サービスの提供を適正に遂行するための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情対応、宿泊者名簿の備付け、標識の掲示等）を義務付ける。
- ・ 家主不在型施設に対しては、住宅宿泊管理業者への委託を義務付ける。

#### (3) 都道府県知事の主な事務

※都道府県知事の事務は、協議により保健所設置市の長が処理することも可能

#### ア 住宅宿泊事業者からの届出の受理

#### イ 住宅宿泊事業者の監督

#### ウ 住宅宿泊管理業者の監督（住宅宿泊事業者から委託される業務に関する部分）

#### (4) 施行日等

施行日 : 平成 30 年 6 月 15 日

事前届出開始日 : 平成 30 年 3 月 15 日

### 2 条例による住宅宿泊事業の制限

住宅宿泊事業法の施行に当たり、民泊サービスの提供による生活環境の悪化を防止する必要性や合理的に認められる制限の内容について、県所管域の市町村の意見を把握しつつ、区域を定めて民泊サービスを提供する期間を制限する条例の制定について、その要否を含めて検討を進めている。

### (1) 市町村への意見照会

平成 29 年 11 月 9 日に市町村を対象とし住宅宿泊事業法の説明会を開催するとともに、11 月 10 日に条例による民泊サービスの提供の制限の要否について意見照会を行った。

### (2) 条例による住宅宿泊事業の制限に関する市町村意見の概要

条例による住宅宿泊事業の制限について意見のあった市町村 9 市町  
<意見の概要>

○ 住居専用地域で平日を制限

<主な理由>

- ・地域の静穏な生活環境を損なうおそれがある。
- ・ごみ出しや騒音など生活環境に関する問題の発生が想定される。
- ・民泊サービスに起因するトラブル事例は把握していないが、他自治体における問題と同様の事案の発生を危惧している。

○ 住居専用地域で通年を制限

<主な理由>

- ・宿泊者が増えることで良好な居住環境の妨げとなるおそれがある。
- ・違法民泊の実態が多く、問題事案を踏まえ市民・自治会から意見・要望がある。
- ・既存の宿泊施設への配慮も必要である。

<その他>

- ・住居専用地域で通年を制限するが、家主居住型については、常に注意ができること、国際交流や文化の発信ができることから制限から除外する。

○ 第 1 種低層住居専用地域で通年を制限

<主な理由>

- ・静穏な環境を求める住民が多く滞在する地域を特別用途地区として更に規制しており、ここで民泊が行われると静穏な環境が悪化するおそれがある。

○ 市全域で当面制限

<主な理由>

- ・生活環境の悪化が懸念される。
- ・現状では、民泊サービスに対するニーズがないと考えられる。

### (3) 今後の対応

民泊サービスを提供する区域や期間の制限について、その必要性や合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従いつつ、市町村との丁寧な調整を図りながら、要否及び内容を検討する。

その結果、条例による制限が必要との結論に至った場合は、議会に条例案を提出する。

### 3 都道府県知事の事務を保健所設置市の長が処理すること

保健所設置市及びその長は、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するときは、あらかじめ都道府県知事と協議を行い、事務処理を開始する日の30日前までに事務処理を開始する旨と開始する日を公示することとされている。

県内の全ての保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）が事務処理を希望しているため、今後、正式な協議を経て、公示される予定である。

#### 4 今後のスケジュール

- 平成 29 年 12 月～ 条例化の要否を検討
- 平成 30 年 2 月 住宅宿泊事業者に係る届出制度の周知を開始  
(ホームページへの掲載、チラシ配布等)
- 3 月 住宅宿泊事業者を対象とした説明会の開催
- 3 月 15 日 住宅宿泊事業の事前届出開始
- 6 月 15 日 住宅宿泊事業法の施行

## 参考

### 住宅宿泊事業法（抜粋）

（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）

第18条 都道府県（第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

### 住宅宿泊事業法施行令（抜粋）

（住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準）

第1条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第18条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第18条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。
- (2) 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘査して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。
- (3) 住宅宿泊事業を実施してはならない期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘査して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。

## XXV 神奈川県動物保護センターの建設等について

新しい動物保護センターの建設の状況、動物愛護管理の総合的な施策の検討状況及び新たな基金の設置について報告する。

### 1 新しい動物保護センターの建設の状況

#### (1) 本館建設工事の状況

平成 29 年 10 月 開札、仮契約

11 月 第 3 回定例会に建築工事請負契約に関する議案提出

#### (2) 入札結果

##### ア 落札業者

亀井・富士特定建設工事共同企業体

##### イ 落札金額

9 億 6,823 万 756 円 (予定価格 : 10 億 3,003 万 2,720 円 ▲ 6,180 万円)

#### (3) 寄附の状況

##### ア 寄附受入れ状況 (平成 29 年 12 月 1 日現在、速報値)

###### (ア) 寄附者数

6,925 件 (個人、団体。募金箱に寄附された人数を除く。)

###### (イ) 寄附総額

2 億 1 千 968 万 4,704 円

##### イ 寄附見込み総額 (平成 31 年 3 月 31 日まで)

約 2 億 3 千万円 = (現在の寄附総額) + (今後の寄附見込額 1,400 万円)

#### (4) 財源内訳の見込

##### ア 工事費総額

18 億 3,200 万円 (平成 29 年度～平成 30 年度の継続費)

###### 〈内訳〉

本館建設費	約 14 億円
本館建築	約 8 億円
衛生・空調設備	約 4 億円
電気・昇降機設備	約 2 億円
その他 (外構、造成、除却費、車庫等)	約 4 億円
合計	約 18 億円

##### イ 工事費総額に対する県費充当見込額

約 16 億円 = 18 億 3 千万円 (工事費総額) - 約 2 億 3 千万円 (寄附見込額)

##### ウ 財源内訳の見込

寄附金 : 約 2 億 3 千万円

県 費 : 約 16 億円

### (5) 今後の対応

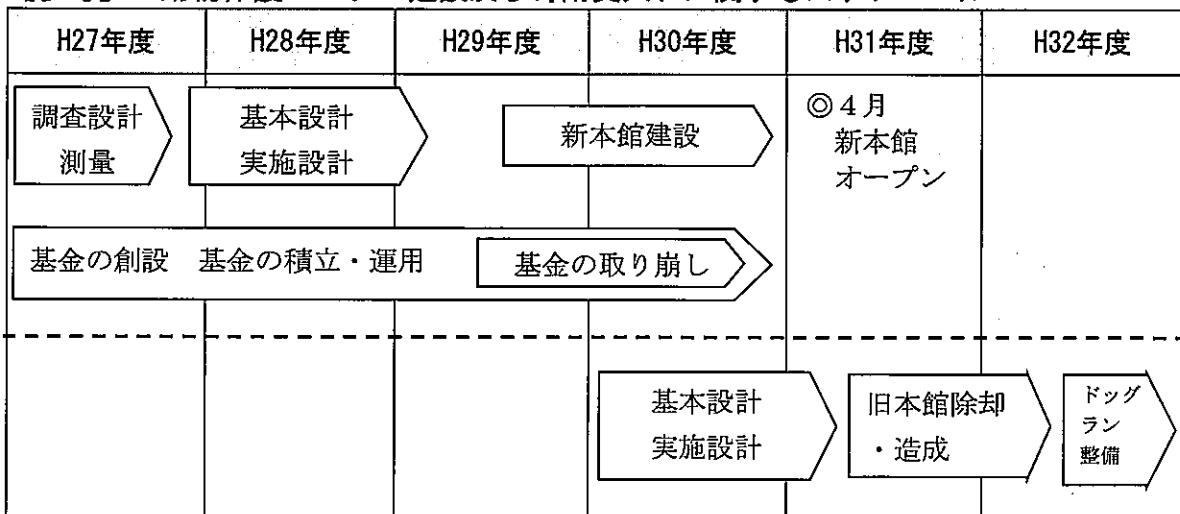
- 財源の内訳について、今後の予算編成作業の中で精査し、平成30年第1回定例会に予算案を提出
- 備品購入費の節減などによる工事費総額の圧縮分については、継続費の最終年度である30年度の補正予算で対応

### (6) 動物保護センターの建設に係る今後のスケジュール

平成29年12月 議案議決後に本契約・工事着手

平成30年度～ 旧本館除却・ドッグラン（保護犬の運動場）等の基本・実施設計

#### 【参考】 動物保護センター建設及び寄附受入れに関するスケジュール



## 2 動物愛護管理の総合的な施策の検討状況について

### (1) 「神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会」(以下「検討会」という。) の開催状況

平成29年10月 第1回検討会開催  
11月 第2回検討会開催  
中間報告受理

### (2) 中間報告の概要

#### ア 殺処分ゼロ継続について

- 獣医師会や獣医科大学との連携も視野に入れた負傷動物の治療体制の整備が必要である。
- 動物の苦痛の定義や安楽死の基準を定めるべきである。
- 多頭飼育崩壊に対しては、飼い主指導、行政間やボランティアとの連携体制・システム作り、届出制の導入など様々な対策を講じる必要がある。

#### イ 動物愛護の普及啓発について

- 多くの人が集まるイベントなどを活用すべきである。
- 飼い主との接点が多い動物取扱業者との連携も普及啓発に有効である。

#### ウ 災害時動物救護について

- 自助や共助があってこそその公助が原則であること、避難所の公衆衛生やペットの有無によって居住区域を分離する必要性等の周知が必要である。
- 民間などとの連携体制構築も重要である。

## エ 新しい基金について

- ・ 寄附者が事業の趣旨に共感し賛助する基金を活用して事業を充実させることは、動物を飼育していない人などにも理解が得られやすく有効である。
- ・ 基金は、ボランティア支援のためではなく、動物保護センターに保護された動物を生かすために活用すべきである。
- ・ 具体的な使途を明確にして寄附募集を行うべきである。
- ・ 基金創設後は、寄附を集めるために時間や労力をかけないよう留意し、動物保護センターに収容される動物を減らすための取組みや収容された動物の返還・譲渡を充実・強化する取組みを優先すべきである。
- ・ 基金の名称は「人と動物の共生社会推進基金」など幅広い人々から共感が得られるものとすべきである。

## オ 今後の進め方

- ・ 新しい基金の創設や、その使途等については、検討会として一定の結論に至った。
- ・ 「殺処分ゼロ継続」、「動物愛護の普及啓発」及び「災害時動物救護」については、引き続き議論を深めていく。

### (3) 神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会に係る今後のスケジュール

平成30年 1月 第3回検討会  
3月 検討会による県への検討結果の報告

## 3 新たな基金（案）の概要

県の動物愛護行政を推進するため、新たな基金の設置について検討する。

### (1) 基金の目的

県の動物愛護の取組みに賛同する県民等からの寄附を受け入れる基金を設置し、保護された動物のいのちを助け、譲渡につなげる取組みの充実を図る。

### (2) 基金の名称

「かながわ人と動物の共生社会推進基金」、「かながわペットのいのち基金」など、共感が得られる名称を検討する。

### (3) 基金の使途

- ・ 獣医療費
- ・ 譲渡につなげるためのしつけや馴化 など

### (4) 基金の積立て・取崩しの仕組み

平成30年度～ 寄附の受入・積み立て開始  
平成31年度以降 積立の寄附金額に応じて取崩し、事業充実に充当

### (5) 基金条例案の概要

基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めを行う。

### (6) 新たな基金に係る今後のスケジュール

平成30年2月 第1回定例会に条例議案を提出